

平成18年度

履修の手引き
(大学院)

徳島大学大学院先端技術科学教育部

はじめに

この履修の手引きは、先端技術科学教育部博士前期課程、および博士後期課程に入学されたみなさんが、修了に必要な履修の方法などを知るためのもので、以下の5項目について記載しています。

1. 先端技術科学教育部での教育の理念・目標と特色
2. 各コースの教育目的・履修の案内
3. 諸手続きに関する事項
4. 人権・教育相談のための体制
5. 先端技術科学教育部規則等

また、別途配布したCD-ROMには全授業科目の概要を記したシラバスが記録されています。それぞれご自身に関係する内容について、よく熟読しておいてください。

大学院は、専門基礎能力を基に、自主的な学習によって、専門性を一層向上すると同時に、専門技術者としての倫理や幅広い教養に裏打ちされた人間性の涵養に努める場です。

みなさんは、豊かな人格と教養を身につけ、専門知識による課題探求力・表現力を養い、社会の変化に柔軟に対応できる自律した応用力と創造力を身につけ、「進取の気風」をもった技術者となるよう努力をしてください。社会は、実践的な行動力をもって地域社会や国際社会に貢献できるみなさんを期待しています。

目 次

教育と履修案内

(1) 先端技術科学教育部における教育理念と目的について	1
(2) 各コースの学習・教育目標	3
(3) 履修方法等	1 1

規 則 等

徳島大学大学院学則	1 5
徳島大学学位規則	2 4
徳島大学大学院先端技術科学教育部規則	2 8
徳島大学大学院先端技術科学教育部における授業科目の履修方法に関する細則	3 1
外国連携大学院と合同で共同学位を得る教育プログラムに関する内規	3 4
徳島大学大学院先端技術科学教育部学位規則実施細則	3 6
徳島大学大学院先端技術科学教育部の博士学位審査に関する内規	4 2
徳島大学大学院先端技術科学教育部（博士後期課程）において優れた 研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項	4 7
徳島大学大学院先端技術科学教育部博士前期課程の修士論文の提出時期等について	4 9
徳島大学大学院先端技術科学教育部（博士前記課程）において 優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項	5 0
徳島大学大学院先端技術科学教育部における長期にわたる 教育課程の履修に関する規則	5 4
徳島大学大学院先端技術科学教育部における長期にわたる 教育課程の履修に関する規則の申合せ	5 5
徳島大学工学部学生及び大学院先端技術科学教育部学生の 他学部等の授業科目履修に関する実施細則	5 8
工学部及び先端技術科学教育部における他学科及び他専攻で 履修可能な授業科目及び受け入れ可能人数	6 0
学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応について	6 5
気象警報が発令された場合の授業休講措置について	6 6
セクシュアル・ハラスメントの発生防止のために	6 7
工学部講義室配置図	6 9

先端技術科学教育部における教育理念と目標について

1. 徳島大学の教育理念

徳島大学では、平成16年4月1日よりの国立大学法人徳島大学の発足にあたり、大学の基本計画が策定され、本学の教育理念として、次の3項目が明記されています。

理念 (1) 学生の多様な個性を尊重し、人間性に富む人格の形成を促す教育を行い、優れた専門能力を身につけ、進取の気風に富む人材の育成をめざす。

理念 (2) 知の継承と創造に挑み、独創的で、実り多い研究を推進し、豊かで健全な未来社会の創生に貢献する。

理念 (3) 国際化と地域重視の時代に向けて、地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの拠点として、平和で文化的な国際社会の構築と地域社会の活力ある発展に寄与する。

このように「人間性」、「専門能力」および「進取の気風」の育成を重視すること、特に、「進取の気風」は、本学としての個性・独自性、すなわちアイデンティティを表すキーワードとして教育の基本となっています。その上で「未来社会の創生に貢献」し「地域社会と世界を結ぶ知的ネットワークの構築」に寄与する教育を目指しています。

2. 大学院において目指す教育

徳島大学の大学院は、上記の理念に従って、研究者の養成、高度専門職業人の養成を目的として下記のような教育を目指します。

(1) 博士前期課程（修士課程）は、研究者の養成の最初の段階あるいは高度専門職業人の養成と位置づけ、学部教育で培われた専門基礎能力を基に、専門性を一層向上させると同時に職業倫理など人間性の涵養に努めるカリキュラムを編成する。また、異なる分野の学士課程を修めた大学院生に対して、必要な科目の学習を可能とするカリキュラム編成をする。

(2) 博士後期課程（博士課程）においては、基礎的・先駆的な学術研究を推進するとともに、これを世界的な学術研究の拠点、指導的な高度専門職業人や優れた研究者・研究技術者養成の中核機関として位置づけ、教育課程を編成する。

3. 先端技術科学教育部の教育理念と目標

徳島大学では、大学院教育の重点化のため、平成18年4月に従来の工学研究科を改組して先端技術科学教育部を設立しました。この教育部の教育理念は、徳島大学の教育理念をベースにして、

理念 (1) 豊かな人格と教養および自発的意欲を育て、工学の基礎知識を基とした分析力や課題探求・解決能力を備え、社会の変化に柔軟に対応できる自律的な応用力と創造力を持つ技術者・研究者を育成する。

理念 (2) 工学分野の広角的な教育から、幅広い視点で現代社会に生じている問題の分析力や解決能力を備えた人材を育成する。

の2つから成っています。

この教育理念を念頭において、先端技術科学教育部では、ハードウェアとソフトウェアが融合した「システム工学」分野、環境との調和を図る科学技術に取り組む「環境工学」分野で、優秀な人材を育成することを目標としています。

「システム工学」は、組織的・系統的なハードウェアとソフトウェア系を対象とした教育を行う分野で、新しい「工学」を意味します。この分野では、物理系および電子情報系の「シス

テム工学」の教育を行います。具体的には、材料、機材、資材、デバイス、機器、ソフトウェアなどを分析、作製し、各種構造物、各種機械、各種電子光装置などのシステムの最適設計を遂行できる人材を育成する教育をシステム工学の観点・視点から行います。この分野の専攻として、知的力学システム工学専攻2コースとシステム創生工学専攻3コースを設置しています。「環境工学」は、工学的・科学的手法を駆使して環境問題への解決策を探る分野です。大気環境の保全、水や土壌、地盤の環境、廃棄物・リサイクル対策などの物質循環、化学物質、そして生物多様性の保全への対応などに取り組むことができ、専門性と幅広い分野に関わる環境問題点の存在を認識できる人材育成を目標としています。このため、環境創生工学専攻3コースを設置しています。

4. 先端技術科学教育部における教育の特色

従来の工学研究科で進めてきた新工学教育プログラムでの特色に加えて、平成18年度からの先端技術科学教育部では、以下のような特色をもった教育プログラムとなっています。

- 1) 専攻内共通科目を設け、専攻する専門分野だけでなく、多様な分野の科目が履修できるようになっています。これによって、正しい倫理感を持ち、総合的判断力・応用力・課題探求力のある高度職業人の育成を目指しています。
- 2) [企業行政演習]の科目として、地域企業や行政機関でのインターンシップ制を大学院に導入しています。また、課題探求法は、ベンチャー企業を立ち上げたり、企業との共同研究を行うことで単位を取得できる授業科目です。これによって、地域企業の活性化、ベンチャー企業の立ち上げができる人材の育成を目指しています。
- 3) プレゼンテーション技法の科目は、国際会議や学会での発表準備、実績で単位取得をする科目です。実践的な英語力やプレゼンテーション能力を高めて、国際や実社会で活躍できる技術者・研究者の育成を目指しています。

知的力学システム工学専攻 建設創造システム工学コースの学習・教育目標

A	知的力学システム工学における分析力や課題探求能力・解決能力を備え、社会の変化に柔軟に対応できる自立的な応用力および創造力
B	幅広い視点での現代社会に生じている問題の分析力および解決能力
C	社会の問題を解決する方法および解決結果を的確に、かつ論理的に表現できるコミュニケーション能力
D	豊かで健全な社会を創造するために技術者としての倫理観を持ち、常に自発的に学習する能力
E	平和な国際社会を構築し、国際化に対応できる能力

大学院授業科目の学習・教育目標との対応表

博士前期課程

科目群	授業科目		学習・教育目標
総合科目	知的財産論	2	ABC
	ニュービジネス特論	2	ABC
	技術経営特論	2	BCE
	プレゼンテーション技法(M)	2	BC
	企業行政演習(M)	2	BCDE
	課題探求法(M)	2	ABC
専攻内 共通 科目群	応用流体力学特論	2	ABC
	振動工学特論	2	ABC
	破壊・構造力学特論	2	ABC
	材料物性特論	2	ABC
	プロジェクトマネジメント	2	ABC
専 門 科 目	物性科学理論	2	ABC
	固体イオニクス	2	ABC
	数理解析方法論	2	ABC
	微分方程式特論	2	ABC
	計算数理特論	2	ABC
	数理解析特論	2	ABC
	応用解析学特論	2	ABC
	水資源工学特論	4	ABC
	地域防災学特論	2	ABC
	地盤力学特論	2	ABC
	土質力学特論	2	ABC
	基礎工学特論	4	ABC
	耐震工学特論	2	ABC
	鉄筋コンクリート工学特論	4	ABC
	技術英語特論	4	ABC
	技術英会話	2	ABC
	建設設計学特論	2	ABC
	建築構造特論	2	ACE
	環境生態学特論	4	AED
	都市及び交通システム計画	4	ABC
都市・地域計画論	2	ABC	
環境リスク特論	2	ABC	
災害リスク論	2	BCD	
ミティゲーション工学	2	BCD	
地域環境情報工学	2	BCD	
建設創造システム工学論文輪講	必4	BCD	
建設創造システム工学演習	必4	BCD	
建設創造システム工学特別実験	必4	BCD	
建設創造システム工学実務演習	8	BCD	

博士後期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	人間工学	2	BCD
	生命科学	2	BCD
	社会科学	2	BCD
	科学技術論	2	BCDE
	ニュービジネス特論	2	ABC
	知的財産論	2	CD
	プレゼンテーション技法(D)	2	BC
	企業行政演習(D)	2	BCDE
専 門 科 目	課題探求法(D)	2	AB
	強相関物性科学特論	2	AB
	量子材料科学特論	2	AB
	シミュレーション数学	2	AB
	非線形解析学	2	AB
	流域水文工学	2	AB
	保全水工学	2	AB
	地盤環境設計特論	2	AB
	地盤環境制御工学	2	AB
	都市システム設計特論	2	AB
	風工学	2	AB
	汎用構造解析特論	2	AB
	耐震設計特論	2	AB
	社会基盤材料特論	2	AB
	流体制御材料特論	2	AB
	政策シミュレーション特論	2	ABC
	社会リスク工学特論	2	AB
ミティゲーション工学特論	2	AB	
特別演習 ・実験科目	建設創造システム工学特別演習	必2	ABCDE
	建設創造システム工学特別研究	必2	ABCDE

知的力学システム工学専攻 機械創造システム工学コースの学習・教育目標

A	知的力学システム工学における分析力や課題探求能力・解決能力を備え、社会の変化に柔軟に対応できる自立的な応用力および創造力
B	幅広い視点で現代社会に生じている問題の分析力および解決能力
C	社会の問題を解決する方法および解決結果を的確に、かつ論理的に表現できるコミュニケーション能力
D	豊かで健全な社会を創造するために技術者としての倫理観を持ち、常に自発的に学習する能力
E	平和な国際社会を構築し、国際化に対応できる能力

大学院授業科目の学習・教育目標との対応表

博士前期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	知的財産論	2	ABC
	ニュービジネス特論	2	ABC
	技術経営特論	2	BCDE
	プレゼンテーション技法(M)	2	BC
	企業行政演習(M)	2	BCDE
	課題探求法(M)	2	ABC
専攻内 共通 科目群	応用流体力学特論	2	ABC
	振動工学特論	2	ABC
	破壊・構造力学特論	2	ABC
	材料物性特論	2	ABC
専 門 科 目	プロジェクトマネジメント	2	ABC
	物性科学理論	2	ABC
	超伝導物質科学	2	ABC
	計算数理特論	2	ABC
	数理解析方法論	2	ABC
	固体イオニクス	2	ABC
	固体力学	2	ABC
	材料工学	2	ABC
	流体エネルギー変換工学	2	ABC
	熱力学特論	2	ABC
	伝熱学	2	ABC
	システム設計	2	ABC
	エネルギー変換システム論	2	ABC
	デジタル制御論	2	ABC
	アクチュエーター理論	2	ACE
	計測学	2	AED
	金属加工学	2	ABC
	加工システム	2	ABC
	精密機械工学	2	ABC
	ナノプロセッシング工学	2	ABC
機械創造システム工学論文輪講	必4	BCD	
機械創造システム工学演習	必2	BCD	
機械創造システム工学特別実験	必6	BCD	

博士後期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	人間工学	2	ABDE
	生命科学	2	BCDE
	社会科学	2	BCDE
	科学技術論	2	ABDE
	ニュービジネス特論	2	ABDE
	知的財産論	2	CD
専 門 科 目	プレゼンテーション技法(D)	2	BC
	企業行政演習(D)	2	BCDE
	課題探求法(D)	2	AB
	量子材料科学特論	2	AB
	電波物性科学特論	2	AB
	結晶物性制御特論	2	AB
専 門 科 目	材料応用特論	2	AB
	材料計算力学	2	AB
	流体エネルギー制御特論	2	AB
	熱エネルギー利用システム	2	AB
	混相流体輸送特論	2	AB
	エネルギー環境工学	2	AB
	機械システム設計学	2	AB
	計測制御工学	2	AB
	動的システム設計学	2	AB
	生産加工特論	2	AB
	マイクロ・ナノ工学	2	AB
	表面機能制御特論	2	AB
	知能情報システム設計特論	2	AB
	視覚パターン処理工学	2	AB
	資源エネルギー変換特論	2	AB
ナノプロセッシング工学特論	2	AB	
特別演習 ・実験科目	機械創造システム工学特別演習	必2	ABCDE
機械創造システム工学特別研究	必2	ABCDE	

開講単位数の「必」は、必修科目を表す。

環境創生工学専攻 化学機能創生システム工学コースの学習・教育目標

A	物質創生の基礎としての化学分野を、幅広くその周辺領域－物理学や生命科学等－も含め深く理解し、応用させることのできる能力。
B	化学物質の創製を、人間や自然環境への影響とそれを評価するシステムを考慮しながら進展させることができる能力を養成する。
C	現代社会が直面する種々の問題を主として化学的な視点から分析し、解決する能力を養成する。
D	問題分析過程において問題点を明確に表現し伝えるコミュニケーション能力を養成する。
E	豊かで健全な国際社会を構築するための国際交流に積極的に寄与できる能力を養成する。

大学院授業科目の学習・教育目標との対応表

博士前期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	知的財産論	2	AC
	ニュービジネス特論	2	AC
	技術経営特論	2	ACE
	プレゼンテーション技法(M)	2	DE
	企業行政演習(M)	2	AC
	課題探求法(M)	2	CDE
	専攻内 共通 科目群	化学環境工学特論	2
	生物環境工学特論	2	AB
	環境システム工学特論	2	AB
専 門 科 目	物性科学理論	2	A
	微分方程式特論	2	A
	応用解析学特論	2	A
	数理解析特論	2	A
	核磁気共鳴	2	ABC
	固体イオニクス	2	ABC
	材料設計特論	2	BC
	有機化学特論	2	BC
	重合反応特論	2	BC
	物理化学特論	2	BC
	電気化学特論	2	BC
	分析・環境化学特論	2	BC
	化学反応工学特論	2	BC
	分離工学特論	2	BC
	材料科学特論	2	BC
	物質合成化学特論	1	BC
	物質機能化学特論	1	BC
	化学プロセス工学特論	1	BC
	化学機能創生輪講及び演習	必4	ABCDE
	化学機能創生特別実験	必8	ABCDE

博士後期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	人間工学	2	AB
	生命科学	2	ABC
	社会科学	2	AC
	科学技術論	2	AC
	ニュービジネス特論	2	AC
	知的財産論	2	AC
	プレゼンテーション技法(D)	2	DE
	企業行政演習(D)	2	AC
	課題探求法(D)	2	CDE
専門科目	分子設計学	2	BC
	物質変換化学	2	BC
	プロセス開発工学	2	BC
	機能性材料論	2	BC
	材料物性化学	2	BC
	表面機能学	2	BC
	移動プロセス工学	2	BC
	生体分子プロセス工学	2	BC
特別演習 ・実験科目	化学機能創生特別演習	必2	ABCDE
	化学機能創生特別研究	必2	ABCDE

環境創生工学専攻 生命テクノサイエンスコースの学習・教育目標

A	生命現象研究の基礎としての生命工学分野を、幅広くその周辺領域－物理学や化学等－も含め深く理解し、応用させることのできる能力を養成する。
B	生命体の持つ多様性を理解し、環境の保全・創造に活用できる能力を養成する。
C	現代社会が直面する種々の問題を主として生命工学的な視点から分析し、解決する能力を養成する。
D	問題分析課程において問題点を明確に表現し伝えるコミュニケーション能力を養成する。
E	豊かで健全な国際社会を構築するための国際交流に積極的に寄与できる能力を養成する。

大学院授業科目の学習・教育目標との対応表

博士前期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	知的財産論	2	ABC
	ニュービジネス特論	2	ABC
	技術経営特論	2	BCDE
	プレゼンテーション技法(M)	2	BC
	企業行政演習(M)	2	BCDE
	課題探求法(M)	2	ABC
専攻内 共通 科目群	化学環境工学特論	2	ABC
	生物環境工学特論	2	ABC
	環境システム工学特論	2	ABC
専 門 科 目	物性科学理論	2	ABC
	超伝導物質科学	2	ABC
	計算数理理論	2	ABC
	数理解析方法論	2	ABC
	生体熱力学	2	ABC
	生化学特論	2	ABC
	分子生物学特論	2	ABC
	細胞生物学	2	ABC
	生物物理化学特論	2	ABC
	細胞生理学特論	2	ABC
	微生物工学特論	2	ABC
	分子機能工学	2	ABC
	応用生物学特論	2	ABC
	生物機能工学特論	2	ABC
	酵素学特論	2	ABC
	生物反応工学特論	2	ABC
	分子生物学	2	ABC
	生体高分子化学特論	2	ABC
	生命テクノサイエンス論文輪講	必2	BCDE
	生命テクノサイエンス演習	必2	BCDE
生命テクノサイエンス特別実験	必10	BCD	
生命テクノサイエンス実務演習	2	BCD	

博士後期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	人間工学	2	ABCD
	生命科学	2	ABC
	社会科学	2	CDE
	科学技術論	2	CDE
	ニュービジネス特論	2	CDE
	知的財産論	2	CDE
	プレゼンテーション技法(D)	2	BCD
	企業行政演習(D)	2	BCD
	課題探求法(D)	2	ABC
専門科目	生体分子機能設計	2	ABC
	微生物分子論	2	ABC
	遺伝情報工学	2	ABC
	細胞情報工学	2	ABC
	酵素機能工学	2	ABC
	生体機能工学	2	ABC
	分子病原微生物論	2	ABC
特別演習 ・実験科目	生命テクノサイエンス特別演習	必2	ABCDE
生命テクノサイエンス特別研究	必2	ABCD	

環境創生工学専攻 エコシステム工学コースの学習・教育目標

A	資源循環機構における環境負荷制御のための省資源・リサイクルに関する技術力や思考力を養成する。
B	持続可能な社会システムを構築するための政策の立案や環境リスクマネジメント, ならびに人間支援に関する技術力や思考力を養成する。
C	現代社会が直面する種々の問題を主として地球科学・環境科学的ならびに社会工学的な視点から分析し, 解決する能力を養成する。
D	問題分析過程において問題点を明確に表現し伝えるコミュニケーション能力を養成する。
E	豊かで健全な国際社会を構築するための国際交流に積極的に寄与できる能力を養成する。

大学院授業科目の学習・教育目標との対応表

博士前期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	知的財産論	2	CDE
	ニュービジネス特論	2	CDE
	技術経営特論	2	CDE
	プレゼンテーション技法(M)	2	CDE
	企業行政演習(M)	2	CDE
	課題探求法(M)	2	CDE
専攻内 共通 科目群	化学環境工学特論	2	ABC
	生物環境工学特論	2	ABC
	環境システム工学特論	2	ABC
専 門 科 目	計算数理特論	2	ABC
	数理解析特論	2	ABC
	応用解析学特論	2	ABC
	物性科学理論	2	ABC
	ナノ材料工学	2	AC
	マイクロメカニクス工学	2	AC
	エネルギー環境工学	2	AC
	エネルギー変換システム論	2	AC
	都市・地域計画論	2	BC
	地域環境情報工学	2	BC
	災害リスク論	2	BC
	環境リスク論	2	BC
	福祉工学	2	BC
	人間支援機器工学	2	BC
	資源化技術論	2	AC
	ミティゲーション工学	2	BC
	環境生態学特論	4	BC
	都市及び交通システム計画	4	BC
	アクチュエーター理論	2	AC
	計測学	2	AC
電子回路特論	2	AC	
光物性工学	2	AC	
エコシステム工学論文輪講	必4	ABCDE	
エコシステム工学特別演習	必6	ABCDE	
エコシステム工学特別実験	必4	ABC	

博士後期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	人間工学	2	ABC
	生命科学	2	ABC
	社会科学	2	ABC
	科学技術論	2	ABC
	ニュービジネス特論	2	CDE
	知的財産論	2	CDE
	プレゼンテーション技法(D)	2	CDE
	企業行政演習(D)	2	CDE
	課題探求法(D)	2	CDE
専門科目	原子・分子マニピュレーション特論	2	AC
	資源エネルギー変換特論	2	AC
	政策シミュレーション特論	2	BC
	社会リスク工学特論	2	BC
	人間適応工学特論	2	BC
	資源循環システム学特論	2	AC
ミティゲーション工学特論	2	BC	
特別演習	エコシステム工学特別演習	必2	ABCDE
・実験科目	エコシステム工学特別研究	必2	ABCDE

システム創生工学専攻 電気電子創生工学コースの学習・教育目標

A	豊かな人格と教養をもとに豊かで健全な社会発展のために安全性と信頼性をベースとして高い視野から物事を捉え判断できる専門技術者の育成
B	地域社会、国際社会における専門技術分野に関する情報収集、解析能力を有し、問題点を探求し論理的な思考をもとに解決し、情報発信できる能力を備えた専門技術者の育成
C	基礎的な専門分野を発展させた特定専門分野あるいはそれらを融合発展させた新しい専門分野に関する高度な専門知識や技術と応用力を有する専門技術者の育成
D	研究活動を通じて、専門分野の問題点や研究課題をはっきりと認識理解し、創造性・独創性豊かな研究開発を行う総合応用能力を有する専門技術者の育成
E	開発課題に対してチームワークを組み、自立して計画的に仕事を進め、共同プロジェクト研究を管理運営できる能力を有する専門技術者の育成

大学院授業科目の学習・教育目標との対応表

博士前期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	知的財産論	2	B
	ニュービジネス特論	2	B
	技術経営特論	2	AB
	プレゼンテーション技法(M)	2	B
	企業行政演習(M)	2	B
	課題探求法(M)	2	DE
専攻内 共通 科目群	複雑系システム工学特論	2	BC
	電磁環境特論	2	AC
	e-ビジネス特論	2	B
専 門 科 目	核磁気共鳴	2	C
	強相関物質科学	2	C
	数理物理学特論	2	C
	位相幾何学特論	2	C
	プラズマ工学特論	2	C
	電子デバイス特論	2	C
	デバイスプロセス特論	2	C
	電気・電子材料特論	2	C
	半導体工学特論	2	C
	光デバイス特論	2	C
	光エレクトロニクス特論	2	C
	高電圧工学特論	2	C
	電力系統論	2	C
	電力工学特論	2	C
	制御応用工学特論	2	C
	電気機器システム論	2	C
	パワーエレクトロニクス特論	2	C
	制御理論特論	2	C
	システム解析特論	2	C
	通信工学特論	2	C
	生体工学特論	2	C
	回路理論特論	2	C
	電子回路特論	2	C
	集積回路特論	2	C
	知能情報処理工学	2	C
	電気電子創生工学輪講及び演習	必4	BC
電気電子創生工学特別実験	必6	CDE	

博士後期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	人間工学	2	A
	生命科学	2	A
	社会科学	2	A
	科学技術論	2	A
	ニュービジネス特論	2	B
	知的財産論	2	B
専 門 科 目	プレゼンテーション技法(D)	2	B
	企業行政演習(D)	2	AB
	課題探求法(D)	2	E
	代数解析特論	2	C
	電波物性科学特論	2	C
	強相関物性科学特論	2	C
専 門 科 目	プラズマ物性工学特論	2	C
	光半導体デバイス特論	2	C
	無機光機能材料論	2	C
	非線形光学デバイス論	2	C
	電力系統電磁環境特論	2	C
	パワー変換工学特論	2	C
	超伝導工学特論	2	C
	電力エネルギー工学特論	2	C
	メカトロニクス工学特論	2	C
	情報通信システム設計特論	2	C
	集積システム設計特論	2	C
	電子情報システム設計特論	2	C
	マルチメディア伝送工学特論	2	C
	情報集積設計学	2	C
	非線形回路工学特論	2	C
	制御システム設計特論	2	C
非線形システム設計特論	2	C	
医用生体工学特論	2	C	
医用情報システム論	2	C	
特別演習・ 実験科目	電気電子創生工学特別演習	必2	ABCDE
	電気電子創生工学特別研究	必2	ABCDE

システム創生工学専攻 知能情報システム工学コースの学習・教育目標

A	工学における幅広い教養と専門的な知識およびスキルを備え、それらを実社会で応用する能力
B	問題を発見, 設定, 分析, 解決する能力
C	問題とその解決方法および解決結果を明確かつ論理的に表現する能力
D	未知の分野に対する興味を持ち, 不足している知識があれば, 自発的に修得する能力
E	コミュニケーションおよび役割分担を確立して, グループによる共同プロジェクトを管理運営する能力

大学院授業科目の学習・教育目標との対応表

博士前期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	知的財産論	2	AD
	ニュービジネス特論	2	ADE
	技術経営特論	2	ADE
	プレゼンテーション技法(M)	2	AD
	企業行政演習(M)	2	AD
	課題探求法(M)	2	AD
専攻内 共通 科目群	複雑系システム工学特論	2	C
	電磁環境特論	2	BDE
	e-ビジネス特論	2	AD
専 門 科 目	数理物理学特論	2	BD
	数理解析特論	2	BD
	数理解析方法論	2	BD
	物性科学理論	2	BD
	言語モデル論	2	B
	集積回路工学	2	B
	自律知能システム	2	B
	情報ネットワーク	2	B
	画像応用工学	2	B
	Webプログラミング	2	B
	自然言語理解	2	B
	知的CAI	2	B
	機械翻訳特論	2	B
	知能情報システム工学特論	2	C
	知能情報システム工学輪講及び演習	必6	D
	知能情報システム工学特別実験	必10	E

博士後期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	人間工学	2	ADE
	生命科学	2	C
	社会科学	2	BC
	科学技術論	2	BDE
	ニュービジネス特論	2	AD
	知的財産論	2	A
	プレゼンテーション技法(D)	2	ACE
	企業行政演習(D)	2	ABC
専 門 科 目	課題探求法(D)	2	ABCD
	自律適応システム工学	2	AB
	視覚パターン処理工学	2	AB
	マルチメディア伝送工学特論	2	AB
	情報集積設計学	2	AB
	並列・分散処理システム設計特論	2	AB
	応用知能システム設計特論	2	AB
	知能情報システム設計特論	2	AB
情報メディアシステム構成特論	2	AB	
特別演習 ・実験科目	知能情報システム工学特別演習	必2	ABCDE
	知能情報システム工学特別研究	必2	ABCDE

システム創生工学専攻 光システム工学コースの学習・教育目標

A	専門的能力:工学における幅広い教養と専門的な知識およびスキルを備え、それらを実社会で応用する能力
B	総合的能力:問題を発見 設定 分析 解決する能力
C	コミュニケーション能力:問題とその解決方法および解決結果を明確かつ論理的に表現する能力
D	自己学習能力:未知の分野に対する興味を持ち 不足している知識があれば自発的に習得する能力
E	グループワーク能力:コミュニケーションおよび役割分担を確立し またグループによる共同プロジェクトを管理運営する能力

大学院授業科目の学習・教育目標との対応表

博士前期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	知的財産論	2	A
	ニュービジネス特論	2	ABE
	技術経営特論	2	ABD
	プレゼンテーション技法(M)	2	C
	企業行政演習(M)	2	A
	課題探求法(M)	2	ABD
専攻内 共通 科目群	複雑系システム工学特論	2	AB
	電磁環境特論	2	AB
	e-ビジネス特論	2	AB
専 門 科 目	超伝導物質科学	2	A
	数理物理学特論	2	A
	数理解析方法論	2	A
	計算数理特論	2	A
	光物性工学	2	AB
	光デバイス	2	AB
	材料統計熱力学特論	2	A
	結晶成長学特論	2	A
	高分子設計論	2	A
	物質化学特論	2	A
	ディスプレイ論	2	A
	光計算技術	2	A
	バーチャルリアリティ技術	2	A
	イメージング技術	2	A
	光機能材料・光デバイス論1	1	B
	光機能材料・光デバイス論2	1	A
	光機能材料・光デバイス論3	1	A
	光情報システム工学論1	1	A
	光情報システム工学論2	1	A
	光システム工学論	1	A
プレゼンテーション演習	1	C	
知的生産技術演習	1	BCE	
光システム工学輪講1	必2	ABCD	
光システム工学輪講2	必4	ABCD	
光システム工学特別実験	必6	ABCDE	

博士後期課程

科目群	授業科目	開講単位数	学習・教育目標
総合科目	人間工学	2	AB
	生命科学	2	AB
	社会科学	2	AB
	科学技術論	2	AB
	ニュービジネス特論	2	ABE
	知的財産論	2	ABD
	プレゼンテーション技法(D)	2	C
専 門 科 目	企業行政演習(D)	2	CE
	課題探求法(D)	2	ABD
	電波物性科学特論	2	A
	強相関物性科学特論	2	A
	非線形光学デバイス論	2	AB
	光学結晶成長学	2	AB
	有機光機能材料論	2	A
	光情報システム論	2	A
	医用情報システム論	2	A
	光半導体デバイス特論	2	A
	無機光機能材料論	2	A
	医用生体工学特論	2	A
	視覚パターン処理工学	2	A
応用知識システム設計特論	2	A	
特別演習 ・実験科目	光システム工学特別演習	必2	ABCD
	光システム工学特別研究	必2	A

開講単位数の「必」は、必修科目を表す。

先端技術科学教育部の単位の履修方法など

(1) 博士前期課程

専攻名	コース名	単位数		
		必修科目	選択科目	計
知的力学システム工学専攻	建設創造システム工学コース	12単位	20単位以上	32単位以上
	機械創造システム工学コース	12単位	20単位以上	32単位以上
環境創生工学専攻	化学機能創生コース	12単位	20単位以上	32単位以上
	生命テクノサイエンスコース	14単位	18単位以上	32単位以上
	エコシステム工学コース	14単位	18単位以上	32単位以上
システム創生工学専攻	電気電子創生工学コース	10単位	22単位以上	32単位以上
	知能情報システム工学コース	16単位	16単位以上	32単位以上
	光システム工学コース	12単位	20単位以上	32単位以上

博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- イ 学生は、所属する専攻・コースの授業科目を履修するものとする。
- ロ 選択科目のうち専攻内共通科目から、2単位以上履修しなければならない。
- ハ 選択科目に、専攻及びコースで開設する授業科目のうち所属するコース以外の授業科目を2単位まで含めることができる。
- ニ 選択科目に、総合科目及び規則第5条の4の規定により認定を受けた授業科目の単位数は、生命テクノサイエンスコースにおいては4単位まで、エコシステム工学コースを除く他のコースにおいては10単位までしか含むことができない。
- ホ 外国連携大学院と合同で教育を行う教育プログラムの履修を許可された学生の選択科目の履修方法は、上記(ロ)から(ニ)の規定にかかわらず、細則別表(1)のうち主コースから4単位、他コースからそれぞれ2単位の合計8単位を履修するものとする。

(2) 博士後期課程

専攻名	コース名	単位数		
		必修科目	選択科目	計
知的力学システム工学専攻	建設創造システム工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上
	機械創造システム工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上
環境創生工学専攻	化学機能創生コース	4単位	10単位以上	14単位以上
	生命テクノサイエンスコース	4単位	10単位以上	14単位以上
	エコシステム工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上
システム創生工学専攻	電気電子創生工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上
	知能情報システム工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上
	光システム工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上

博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- イ 学生は、所属する専攻・コースの授業科目を履修するものとする。
- ロ 特別演習は、所属する専攻・コースの授業科目を履修するものとする。
- ハ 特別研究は、所属する専攻・コース以外が開設する授業科目を履修しなければならない。
- ニ 選択科目のうち総合科目から、2単位以上履修しなければならない。
- ホ 外国連携大学院と合同で教育を行う教育プログラムの履修を許可された学生の選択科目は上記(イ)の規定にかかわらず、他専攻・コースの科目を履修することができる。ただし細則別表(2)の各コースからそれぞれ2単位の合計6単位を履修する必要がある。

別表（1）

ナノテクノロジー応用工学コース

博士前期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
破壊・構造力学特論		2
精密機械工学		2
計測学		2
材料工学		2
材料物性特論		2
デバイスプロセス特論		2
光物性工学		2
材料科学特論		2
分離工学特論		2
プレゼンテーション技法 (M)		2
企業行政演習 (M)		2
課題探求法 (M)		2

バイオ情報応用工学コース

博士前期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
都市及び交通システム計画		2
分子生物学特論		2
生体工学特論		2
電子回路特論		2
回路理論特論		2
機械翻訳特論		2
画像応用工学		2
プレゼンテーション技法 (M)		2
企業行政演習 (M)		2
課題探求法 (M)		2

地圏環境制御工学コース

博士前期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
基礎工学特論		2
鉄筋コンクリート工学特論		2
振動工学特論		2
環境リスク論		2
分析・環境化学特論		2
電力系統論		2
電力工学特論		2
プレゼンテーション技法 (M)		2
企業行政演習 (M)		2
課題探求法 (M)		2

別表（2）

博士後期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
表面機能制御特論		2
マイクロ・ナノ工学		2
材料応用特論		2
結晶物性制御特論		2
無機光機能材料論		2
光半導体デバイス特論		2
非線形光学デバイス論		2
表面機能学		2
機能性材料論		2
移動プロセス工学		2

博士後期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
都市システム設計特論		2
医用生体工学特論		2
電子情報システム設計特論		2
非線形回路工学特論		2
非線形システム設計特論		2
応用知識システム設計特論		2
視覚パターン処理工学		2
遺伝情報工学		2

博士後期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
地盤環境制御工学		2
風工学		2
流体制御材料特論		2
社会基盤材料特論		2
電力系統電磁環境特論		2
機能性材料論		2

1. T型, π 型教育に向けた教育方針

(1) 総合科目（博士前期課程・博士後期課程）、専攻内共通科目を設定する。

3つの専攻に共通の科目群として、多様な分野を横断する、あるいは社会の要請に対応した科目を大学院総合科目（博士前期課程）、総合科目（博士後期課程）として開講する。広角的な教育を実施し、視野の広い人材育成のために各専攻内に専攻内共通科目を設定する。

(2) 専攻及びコースをまたぐ履修を推進する。

コース専門科目群の縛りの緩和や、コース横断的な時間割表を作成するなどの工夫により、学生が多様な分野の科目を履修し易い環境を作る。さらに博士前期課程においては、3専攻での全開講科目から自由に選択履修した科目について、2単位までこの区分の単位として認定する。これらにより、狭い専門性でなく、学際領域や新しい分野へ対応できる教育を行う。

(3) 特別研究（博士後期課程）を設定する。

博士後期課程において、他コースの教員の指導のもとで修得すべき科目として特別研究（2単位必修）をおく。これにより、自身の専門領域だけでなく、他の領域からの視点や方法論などを学ぶことができる。

(4) 博士前期課程に大学院間互換科目を設定する。

高い人間力があり、社会的な問題への的確な対応ができる人材を育成するためと工学の高度な基礎教育を充実させるため、人間・自然環境研究科と互換科目を設定する。

2. 科目区分

■総合科目（博士前期課程）：

3つの専攻に共通する科目群で、総合的、分野横断的な教育（T型教育）を目指すものとして位置づけ、専門科目群の中に入れ、選択科目とする。

<開講科目>

知的財産論，ニュービジネス特論，技術経営特論，プレゼンテーション技法（M），企業行政演習（M），課題探求法（M）

■総合科目（博士後期課程）：

博士後期課程は学問の高度化と総合化が必要で、それらを達成するための科目群と位置付け、必ず1科目の学習を義務付ける。

<開講科目>

人間工学，生命科学，社会科学，科学技術論，ニュービジネス特論，知的財産論，プレゼンテーション技法（D），企業行政演習（D），課題探求法（D）

■専攻内共通科目：

各専攻における共通的な科目群を設定し、専門性との関係を意識しながら、専攻を横断する広い視野を養うものとして位置づける。

●知的力学システム専攻，システム創生工学専攻

「システム工学」をキーワードとして、各専攻ごとにコースにまたがる基盤的な科目を配置する。

●環境創生工学専攻

「環境」をキーワードとして、コースにまたがる基盤的な科目を配置する。

■専門科目（博士前期・後期課程）：

講義・・・専門性を追求する講義主体の選択科目である。

実験・実習・演習・・・専門能力を実験等から高め、さらに専門的視野を広げる科目群である。

博士前期課程

輪講・演習・特別実験（必修）：修士論文に関連した実験・実習・演習

博士後期課程

特別演習（必修）：博士論文に関連した実験・実習・演習

特別研究（必修）：他コースの教員の指導のもとに履修する科目

⇒ π 型教育を意図する科目

■プログラム科目等（博士前期・後期課程）：

実践的科目群で、以下のものからなる。

総合科目（博士前期・後期課程）：

プレゼンテーション技法（国内会議（博士前期課程）・国際会議（博士後期課程）での発表）

課題探求法（ベンチャー企業の立ち上げ，企業との共同研究，企業での研究活動）

企業行政演習（インターンシップ）

■自然環境研究科との大学院間互換科目（博士前期課程）：

生物環境資源化学，分子細胞環境論，国際環境基礎論，数理科学基礎論Ⅰ，数理科学基礎論Ⅱ，情報システム特論

第1章 目的

(目的)

第1条 徳島大学大学院(以下「大学院」という。)は、徳島大学(以下「本学」という。)の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

第2章 組織

(課程)

第2条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程及び第4条の2第2項に規定する前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の能力を養うことを目的とする。

(研究科)

第3条 大学院に次項の表の左欄に掲げる研究科及び教育部を置き、それぞれの研究科及び教育部に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 研究科及び教育部ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科名・各教育部名	専攻名	課程の別
人間・自然環境研究科	人間環境専攻	修士課程
	自然環境専攻	
	臨床心理学専攻	
医科学教育部	医科学専攻	博士課程
	医学専攻	
	プロテオミクス医科学専攻	
口腔科学教育部	口腔科学専攻	
薬科学教育部	創薬科学専攻	博士(前期・後期)課程
	医療生命薬学専攻	
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	
保健科学教育部	保健学専攻	修士課程
先端技術科学教育部	知的力学システム専攻	博士(前期・後期)課程
	環境創生工学専攻	
	システム創生工学専攻	

3 研究科及び各教育部に置く講座については、別に定める。

第3章 標準修業年限、在学年限及び収容定員等

(標準修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、教育部、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、教育部、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

第4条の2 博士課程(医科学教育部及び口腔科学教育部を除く。)の標準修業年限は、5年とする。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第4条の3 医科学教育部及び口腔科学教育部の博士課程の標準修業年限は、4年とする。
(在学年限)

第5条 在学年限については、特別の事情がある場合に限り、標準修業年限の2倍まで在学を許可することができる。

(収容定員等)

第6条 研究科及び各教育部の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名・教育部名	専攻名	修士課程又は博士前期課程		博士課程又は博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
人間・自然環境研究科	人間環境専攻	10	20			20
	自然環境専攻	15	30			30
	臨床心理学専攻	9	18			18
	計	34	68			68
医科学教育部	医科学専攻	20	40			40
	医学専攻			46	184	184
	プロテオミクス医科学専攻			18	72	72
	計	20	40	64	256	296
口腔科学教育部	口腔科学専攻			26	104	104
薬科学教育部	創薬科学専攻	31	62	12	36	98
	医療生命薬学専攻	32	64	10	30	94
	計	63	126	22	66	192
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	22	44	12	36	80
保健科学教育部	保健学専攻	14	28			28
先端技術科学教育部	知的力学システム専攻	94	188	11	33	221
	環境創生工学専攻	86	172	18	54	226
	システム創生工学専攻	148	296	24	72	368
	計	328	656	53	159	815
合計		481	962	177	621	1,583

第4章 教育方法等

(教育方法)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第7条の2 研究科及び各教育部において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 研究科及び各教育部に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。
(履修方法等)

第8条 研究科及び各教育部における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びにこれらの履修方法は、研究科規則及び各教育部規則の定めるところによる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、次条第2項の規定により修得したものとみなす単位数を除き、10単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。

4 他の大学院の授業科目を履修することのできる期間及び他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

(1) 履修の期間及び研究指導の期間を含め、1年以内とする。ただし、博士後期課程(医科学教育部及び口腔科学教育部の博士課程を含む。)の学生で特別な理由がある場合は、当該他の大学院等との協議に基づき、更に1年を限り延長することができる。

(2) 博士後期課程(医科学教育部及び口腔科学教育部の博士課程を含む。)の学生の履修の期間及び研究指導の期間は、それぞれを通算して2年を超えることができない。

5 他の大学院で授業科目を履修した期間及び他の大学院等で研究指導を受けた期間は、大学院の在学年限に算入する。

6 学生は、他の大学院で授業科目を履修し、又は他の大学院等で研究指導を受けている間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

7 本条に定めるもののほか、他の大学院での授業科目の履修に関する事項及び他の大学院等での研究指導に関する事項については、研究科規則及び各教育部規則で定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定については、研究科規則及び各教育部規則において定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の3 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科又は当該教育部の研究科委員会又は教育部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、研究科長及び各教育部長が別に定める。

(単位の認定)

第10条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

第5章 課程の修了要件、学位の授与及び教員の免許状

(修士課程又は博士前期課程の修了要件)

第11条 修士課程又は博士前期課程の修了要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科又は当該教育部が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第12条 博士課程(医科学教育部及び口腔科学教育部を除く。以下第3項までにおいて同じ。)の修了要件は、大学院に5年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科又は当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科又は当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 医科学教育部及び口腔科学教育部の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科又は当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(論文の審査)

第13条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

(最終試験)

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文の審査に合格した者について行う。

2 前項に定めるもののほか、最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(課程修了による学位の授与)

第15条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(論文提出による学位の授与)

第16条 前条第2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

(教員の免許状)

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名・教育部名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
人間・自然環境研究科	人間環境専攻	中学校教諭専修免許状	国語，社会，英語，保健体育
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，英語，保健体育

		養護教諭専修免許状	
	自然環境専攻	中学校教諭専修免許状	数学, 理科
		高等学校教諭専修免許状	数学, 情報, 理科
先端技術科学 教育部	知的力学システム専攻 環境創生工学専攻 システム創生工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

第6章 入学, 退学, 転学, 転専攻, 留学及び休学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は, 毎学年の初めとする。ただし, 研究科又は各教育部において必要があると認めるときは, 後期の初めにおいても, 学生を入学させることができる。

(入学資格)

第18条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は, 次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 学校教育法施行規則第70条第1項第6号の規定に基づき, 文部科学大臣が指定した者
 - (7) 専修学校の専門課程(就業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 大学に3年以上在学し, 又は外国において学校教育における15年の課程を修了し, 大学院において, 所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (9) 大学院において, 個別の入学資格審査により, 第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で, 22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は, 次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。)を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において, 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 学校教育法施行規則第70条の2第4号の規定に基づき, 文部科学大臣が指定した者
 - (6) 大学院において, 個別の入学資格審査により, 第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で, 24歳に達したもの
- 3 医科学教育部又は口腔科学教育部の博士課程に入学することのできる者は, 次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第52条に定める大学の医学, 歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者(医学, 歯学又は獣医学を履修した者に限る。)

- (3) 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 学校教育法施行規則第70条第1項第6号の規定に基づき, 文部科学大臣が指定した者
- (7) 大学(医学, 歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し, 又は外国において学校教育における16年の課程(医学, 歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し, 大学院において, 所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (8) 大学院において, 個別の入学資格審査により, 第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で, 24歳に達したもの

(入学の出願)

第19条 大学院に入学を志願する者は, 入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選考)

第20条 入学志願者については, 選抜試験を行い, 研究科委員会又は教育部教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条 合格者は, 所定の期日に入学料を納付し, 別に定める手続をしなければならない。ただし, 特別の事情があって入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については, 学長は, 別に定めるところにより, 入学料を免除し, 又は徴収猶予することができる。

(入学許可)

第22条 学長は, 前条に定める手続を経た者に対し, 入学を許可する。

(休学)

第23条 疾病その他の理由により, 2月以上就学できないときは, 学生は, 学長の許可を得て, 休学することができる。

- 2 疾病のため就学が不相当と認められた者には, 学長は, 休学を命ずることができる。
- 3 休学は, 引き続き1年を超えることができない。ただし, 特別の理由がある者には, 更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。
- 4 休学期間は, 通じて修士課程及び博士前期課程にあつては2年, 博士後期課程にあつては3年, 医科学教育部及び口腔科学教育部にあつては4年を超えることができない。
- 5 休学の理由が消滅したときは, 学生は, 学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第24条 疾病その他の理由により退学しようとする者は, 退学願を学長に提出し, その許可を受けなければならない。

(再入学)

第25条 大学院を退学した者が再入学を願ひ出たときは, 学長は, これを許可することがある。
2 第20条及び第21条の規定は, 前項の入学を許可する場合に準用する。

(転学)

第26条 学生が, 他の大学院に転学しようとするときは, 転学願を学長に提出し, その許可を受けなければならない。

- 2 他の大学院から大学院の同種の研究科又は教育部に転学を志願する者があるときは, 欠員のある場合に限り, 学長は, これを許可することがある。
- 3 第20条及び第21条の規定は, 前項の入学を許可する場合に準用する。

(転専攻)

第26条の2 学生が、所属の研究科内又は教育部内の専攻と異なる当該研究科又は当該教育部の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該研究科委員会又は教育部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、研究科規則及び各教育部規則で定める。

(留学)

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、研究科規則及び各教育部規則で定める。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第28条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第29条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

第1期 4月から9月までの分 4月

第2期 10月から翌年3月までの分 10月

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、第1期に係る授業料を徴収するとき、当該年度の第2期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の第1期又は第1期及び第2期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第30条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前条第2項及び第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、第2期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、第2期に係る授業料相当額を返還するものとする。

3 前条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還するものとする。

(授業料の免除)

第30条の2 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学を許可した場合は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に規定するもののほか、死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第30条の3 経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第30条の4 前2条の規定によるもののほか、授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

(教員組織)

第31条 大学院に研究部を置く。

2 研究部については、別に定める。

3 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、研究部、研究科及び学部その他の組織に所

属する本学の教授，助教授及び講師とする。

第9章 運営組織

(研究部教授会，研究科委員会及び教育部教授会等)

第32条 大学院の管理運営のため，各研究部に研究部教授会を，研究科に研究科委員会を，各教育部に教育部教授会を置く。

2 研究部教授会，研究科委員会及び教育部教授会については，別に定める。

(研究部長，研究科長及び教育部長)

第32条の2 各研究部に研究部長を，研究科に研究科長を，各教育部に教育部長を置く。

2 研究部長は，研究部の教授のうちから選任する。

3 研究科長は，当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

4 教育部長は，当該教育部の教授会構成員である教授のうちから選任する。

第10章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生及び外国人留学生

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第33条 他の大学院又は外国の大学院に在学中の学生で，大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは，当該大学院との協議に基づき，選考の上，特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 他の大学院又は外国の大学院に在学中の学生で，大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは，当該大学院との協議に基づき，選考の上，特別研究学生として入学を許可することができる。

3 特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志願する者又は入学者選考に合格した者の検定料又は入学料は，徴収しない。

4 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額及びその納付方法は，特別聴講学生にあつては徳島大学学則第34条の2の規定，特別研究学生にあつては徳島大学学則第48条の2の規定中研究生に関する規定を準用する。ただし，これらの者が，授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定に基づき受け入れる他の大学院の学生である場合は，納付を要しない。

5 既納の授業料は，返還しない。

6 本条に定めるもののほか，特別聴講学生及び特別研究学生に関する事項は，研究科規則及び各教育部規則で定める。

(科目等履修生)

第34条 大学院の学生以外の者で，一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは，当該研究科において選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には，単位を与えることができる。

3 科目等履修生に対する単位の認定については，第10条の規定を準用する。

(科目等履修生の検定料，入学料及び授業料)

第34条の2 科目等履修生の検定料，入学料及び授業料の額は，国立学校における授業料その他の費用に関する省令に係る通達に定める額と同額とする。

2 科目等履修生として入学を志願する者は，入学願書を提出するときに検定料を納付しなければならない。

3 科目等履修生の入学者選考に合格した者は，入学が許可されるときに入学料を納付しなければならない。

4 科目等履修生は，履修しようとする授業科目の単位に相当する授業料の額を毎学期の当初の月(学期の中途に入学した者は入学した月)に納付しなければならない。この場合において，前期，後期を通じて授業の行われる授業科目に係る授業料については，当該授業科目の単位に相当する授業料の半額をそれぞれの学期の当初の月に納付しなければならない。

5 既納の検定料，入学料及び授業料は返還しない。

(細則)

第34条の3 この規則に定めるもののほか，科目等履修生について必要な事項は，研究科規則及び各教育部規則で定める。

(外国人留学生)

第35条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者は、学生の学修に支障のない限り、徳島大学外国人留学生規則の定めるところにより、入学を許可することがある。

第11章 雑則

(学則の準用)

第36条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、徳島大学学則を準用する。

附 則

この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

中略

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の第6条の表にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する工学研究科の学生については、改正後の規定にかかわらずなお従前の例による。
- 4 この規則による改正後の第6条の表に掲げる保健科学教育部、先端技術科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず平成18年度及び平成19年度は、次のとおりとする。

研究科名・ 教育部名	専攻名	平成18年度			平成19年度		
		修士課程 又は 博士前期課程	博士課程 又は 博士後期課程	合計収 容定員	修士課程 又は 博士前期課程	博士課程 又は 博士後期課程	合計収 容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
保健科学教 育部	保健学 専攻	14		14	28		28
先端技術科 学教育部	知的力 学シス テム工 学専攻	94	11	105	188	22	210
	環境創 生工学 専攻	86	18	104	172	36	208
	システ ム創生 工学専 攻	148	24	172	296	48	344
	計	328	53	381	656	106	762
合計		620	425	1,045	962	568	1,530

○徳島大学学位規則

昭和50年6月20日
規則第496号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条の規定に基づき、徳島大学(以下「本学」という。)における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業による学位の授与)

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。
(課程修了による学位の授与)

第3条 本学の大学院(以下「大学院」という。)の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部名, 研究科名及び教育部名	専攻分野の名称
学士	総合科学部	総合科学
	医学部 医学科	医学
	医学部 栄養学科	栄養学
	医学部 保健学科	看護学 保健学
	歯学部	歯学
	薬学部 薬学科	薬学
	薬学部 創製薬科学科	薬科学
	工学部	工学
修士	人間・自然環境研究科(修士課程)	学術 臨床心理学
	医科学教育部(修士課程)	医科学
	薬科学教育部(博士前期課程)	薬学 生命薬学 医療薬学
	栄養生命科学教育部(博士前期課程)	栄養学
	保健科学教育部(修士課程)	保健学 看護学
	先端技術科学教育部(博士前期課程)	工学
	博士	医科学教育部(博士課程)
口腔科学教育部(博士課程)		歯学 学術
薬科学教育部(博士課程)		薬学
栄養生命科学教育部(博士課程)		栄養学
先端技術科学教育部(博士課程)		工学

(学位論文の提出)

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

- 2 博士課程の学生でない者が博士の学位を請求するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、研究科委員会又は教育部教授会が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。
- 4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

(学位論文の受理)

第7条 学位論文の受理は、研究科委員会又は教育部教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

(学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、研究科委員会又は教育部教授会が行う。

- 2 研究科委員会又は教育部教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により研究科委員会委員又は教育部教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員(主査1人、副査2人以上)を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。
- 3 研究科委員会又は教育部教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の研究科若しくは教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力(審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。
- 4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により研究科委員会又は教育部教授会に報告するものとする。

(最終試験及び試問の方法)

第9条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

- 2 試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語については、原則として、2外国語を課するものとする。ただし、博士論文を提出した者が大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者であるときは、退学後5年以内に限り、最終試験に準じて試験をもって試問に代えることができる。

(学位論文の審査等の期限)

第10条 博士論文の審査及び最終試験又は試問は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

- 2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 研究科委員会又は教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の可否について議決する。

- 2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

- 2 研究科長又は教育部長は、研究科委員会又は教育部教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

(卒業証書・学位記及び学位記の授与)

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと決定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

- 2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと決定した者には、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知するも

のとする。

- 3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学位記台帳に登録するものとする。

- 2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷し、公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷し、公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷し、公表することができる。この場合には、本学は、その論文の全文を求めに応じて、閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位(学士の学位を除く。)を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該研究科委員会又は教育部教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究科長又は教育部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 徳島大学学位規則施行細則(昭和33年徳島大学訓令第7号)は、廃止する。
- 3 第4条の規定による博士課程を経ない者に対する学位の授与は、第3条の規定による博士課程修了者に同種類の学位を授与した後に行うものとする。

中略

附 則(平成 年 月 日規則第 号改正)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に薬学部及び工学研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成18年3月31日に医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科、薬学研究科及び工学研究科に在学する者については、改正後の別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (学部卒業者の場合)

注
○第 号

卒業証書・学位記

本籍 (都道府県名)
氏 名
年 月 日生

大学印

本学○○学部○○学科所定の課程を修めて本学を卒業した
ことを認め 学士 (○○) の学位を授与する

年 月 日

徳島大学○○学部長 氏 名 印
徳島大学長 氏 名 印

- 備考1 注は、学部名の頭文字を記入する。但し、医学部栄養学科は「栄」、
医学部保健学科は「保」、薬学部創製薬科学科は「創」とする。
- 2 公印は、印影印刷とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第2 (修士課程又は博士前期課程修了者の場合)

注
○修第 号

学 位 記

本籍 (都道府県名)
氏 名
年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の
単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士
(○○) の学位を授与する

年 月 日

徳 島 大 学 大学印

- 備考1 「○○研究科」は、教育部にあっては「○○教育部」とする。
- 2 「○○課程」には、修士課程を修了した者は「修士」と、博士前
期課程を修了した者は「博士前期」と記入する。
- 3 注は、専攻分野の名称の頭文字を記入する。ただし、臨床心理学
は「心」と、医療薬学は「療」と記入する。
- 4 公印は、印影印刷とする。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第3 (博士課程修了者の場合)

注
甲○第 号

学 位 記

本籍 (都道府県名)
氏 名
年 月 日生

本学大学院○○教育部○○専攻の博士課程において所定の単
位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士
(○○) の学位を授与する

年 月 日

徳 島 大 学 大学印

- 備考1 注は、教育部名の頭文字を記入する。
- 2 公印は、印影印刷とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第4 (論文提出による場合)

注
乙○第 号

学 位 記

本籍 (都道府県名)
氏 名
年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので
博士 (○○) の学位を授与する

年 月 日

徳 島 大 学 大学印

- 備考1 注は、審査を受けた教育部名の頭文字を記入する。
- 2 公印は、印影印刷とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

徳島大学大学院先端技術科学教育部規則

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学大学院先端技術科学教育部（以下「本教育部」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）及び徳島大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、本教育部に関する事項は、本教育部教授会が定める。

第2章 教育方法等

(教育方法)

第2条 本教育部の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第3条 本教育部において、本教育部教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第4条 授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(授業科目の履修方法)

第5条 学生は、前条の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

(1) 博士前期課程

専攻名	コース名	単位数		
		必修科目	選択科目	計
知的力学システム工学専攻	建設創造システム工学コース	12単位	20単位以上	32単位以上
	機械創造システム工学コース	12単位	20単位以上	32単位以上
環境創生工学専攻	化学機能創生コース	12単位	20単位以上	32単位以上
	生命テクノサイエンスコース	14単位	18単位以上	32単位以上
	エコシステム工学コース	14単位	18単位以上	32単位以上
システム創生工学専攻	電気電子創生工学コース	10単位	22単位以上	32単位以上
	知能情報システム工学コース	16単位	16単位以上	32単位以上
	光システム工学コース	12単位	20単位以上	32単位以上

(2) 博士後期課程

専攻名	コース名	単位数		
		必修科目	選択科目	計
知的力学システム工学専攻	建設創造システム工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上
	機械創造システム工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上
環境創生工学専攻	化学機能創生コース	4単位	10単位以上	14単位以上
	生命テクノサイエンスコース	4単位	10単位以上	14単位以上
	エコシステム工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上
システム創生工学専攻	電気電子創生工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上
	知能情報システム工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上
	光システム工学コース	4単位	10単位以上	14単位以上

2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ定める指導教員（直接研究指導に当たる教員をいう。以下同じ。）の指導を受けなければならない。

3 履修方法については、本教育部長が別に定める。

- 4 本教育部において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の教育部、研究科又は本学学部との協議に基づき、当該他の教育部、研究科又は本学学部の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の授業科目を履修しようとするときは、学生は、本教育部長の許可を得なければならない。
- 6 第4項の規定により履修した授業科目の単位は、本教育部において認めるときは、第1項各号に規定する選択科目の単位に含めることができる。
- 7 この条に定めるもののほか授業科目の履修に関し必要な事項は、本教育部長が別に定める。

(研究指導)

第6条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

- 2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。

(試験の告示)

第7条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績)

第8条 各授業科目の成績は、評語によりA、B、C、Dの四種とし、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(追試験及び再試験)

第9条 疾病その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けることができなかつた者又は試験を受けて不合格となつた者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(転学者の取扱い)

第10条 他の大学院から本教育部に転学をした者の在学年数及び単位の換算については、その都度本教育部教授会が定める。

(転コース)

第11条 学則第26条の2の規定に基づき、転コースを願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 転コースを許可する時期は、本教育部教授会が定める。
- 3 転コースを許可した学生を在籍させる年次は、本教育部教授会が定める。
- 4 転コースを許可した学生の既修得単位の認定は、本教育部教授会が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第12条 学則第9条及び第27条の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、又は外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）へ留学を志願する学生は、所定の願書を本教育部長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第13条 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が他の大学院又は外国の大学院で修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本教育部教授会が行う。

(履修等報告書)

第14条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院での履修の期間若しくは研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やかに（外国の大学院へ留学した者については、帰国の日から1か月以内）、本教育部長を経て学長に提出しなければならない。

(派遣学生の実施に関する細目)

第15条 前3条に定めるもののほか、派遣学生に関し必要な事項は、本教育部長が別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 学則第9条の2の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本教育部教授会が行う。

第3章 特別聴講学生及び特別研究学生

(入学の時期)

第17条 特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、原則として毎学期の初めとする。

(入学の出願)

第18条 特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志願する者は、所定の願書に別に定める書類を添え、所属の大学の大学院の長を経て願い出なければならない。

(入学の許可)

第19条 特別聴講学生及び特別研究学生の入学の許可は、本教育部教授会の選考を経て学長が行う。

(履修科目等)

第20条 特別聴講学生の履修科目及び特別研究学生の研究指導の範囲並びにこれらの在学期間その他実施上必要とする具体的措置は、大学院間の協議により定める。

(単位の認定)

第21条 特別聴講学生に対する履修科目の単位の認定方法は、本教育部学生の例による。

第4章 科目等履修生

(入学の時期)

第22条 科目等履修生の入学の時期は、毎学期の初めとする。

(入学資格)

第23条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 本教育部教授会において前号の者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第24条 科目等履修生として入学を志願する者は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学の許可)

第25条 科目等履修生の入学の許可は、本教育部教授会の選考を経て学長が行う。

(在学期間)

第26条 科目等履修生の在学期間は、履修科目について授業の行われる期間とする。

(単位の授与)

第27条 科目等履修生で、単位の授与を希望する者については、第7条から第9条までの規定を準用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

徳島大学大学院先端技術科学教育部における授業科目の履修方法に関する細則

第1条 この細則は、徳島大学大学院先端技術科学教育部規則（以下「規則」という。）第5条第6項の規定に基づき、徳島大学大学院先端技術科学教育部における授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 学生は、規則別表に定める授業科目について、次の各号に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

(1) 博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

イ 学生は、所属する専攻・コースの授業科目を履修するものとする。

ロ 選択科目のうち専攻内共通科目から、2単位以上履修しなければならない。

ハ 選択科目に、専攻及びコースで開設する授業科目のうち所属するコース以外の授業科目を2単位まで含めることができる。

ニ 選択科目に、総合科目及び規則第5条第5項の規定により認定を受けた授業科目の単位は、生命テクノサイエンスコースにおいては4単位まで、エコシステム工学コースを除く他のコースにおいては10単位までしか含むことができない。

ホ 外国連携大学院と合同で教育を行う教育プログラムの履修を許可された学生の選択科目の履修方法は、上記ロからニの規定にかかわらず、細則別表(1)のうち主コースから4単位、他コースからそれぞれ2単位の合計8単位を履修するものとする。

(2) 博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

イ 学生は、所属する専攻・コースの授業科目を履修するものとする。

ロ 特別演習は、所属する専攻・コースの授業科目を履修するものとする。

ハ 特別研究は、所属する専攻・コース以外が開設する授業科目を履修しなければならない。

ニ 選択科目のうち総合科目から、2単位以上履修しなければならない。

ホ 外国連携大学院と合同で教育を行う教育プログラムの履修を許可された学生の選択科目は上記イの規定にかかわらず、他専攻・コースの科目を履修することができる。ただし細則別表(2)の各コースからそれぞれ2単位の合計6単位を履修する必要がある。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

博士前期課程
別表(1)

ナノテクノロジー応用工学コース

授業科目	単位数	
	必修	選択
破壊・構造力学特論		2
精密機械工学		2
計測学		2
材料工学		2
材料物性特論		2
デバイスプロセス特論		2
光物性工学		2
材料科学特論		2
分離工学特論		2
プレゼンテーション技法 (M)		2
企業行政演習 (M)		2
課題探求法 (M)		2

バイオ情報応用工学コース

授業科目	単位数	
	必修	選択
都市及び交通システム計画		2
分子生物学特論		2
生体工学特論		2
電子回路特論		2
回路理論特論		2
機械翻訳特論		2
画像応用工学		2
プレゼンテーション技法 (M)		2
企業行政演習 (M)		2
課題探求法 (M)		2

地圏環境制御工学コース

授業科目	単位数	
	必修	選択
基礎工学特論		2
鉄筋コンクリート工学特論		2
振動工学特論		2
環境リスク論		2
分析・環境化学特論		2
電力系統論		2
電力工学特論		2
プレゼンテーション技法 (M)		2
企業行政演習 (M)		2
課題探求法 (M)		2

博士後期課程
別表(2)

ナノテクノロジー応用工学コース

授業科目	単位数	
	必修	選択
表面機能制御特論		2
マイクロ・ナノ工学		2
材料応用特論		2
結晶物性制御特論		2
無機光機能材料論		2
光半導体デバイス特論		2
非線形光学デバイス論		2
表面機能学		2
機能性材料論		2
移動プロセス工学		2

バイオ情報応用工学コース

授業科目	単位数	
	必修	選択
都市システム設計特論		2
医用生体工学特論		2
電子情報システム設計特論		2
非線形回路工学特論		2
非線形システム設計特論		2
応用知識システム設計特論		2
視覚パターン処理工学		2
遺伝情報工学		2

地圏環境制御工学コース

授業科目	単位数	
	必修	選択
地盤環境制御工学		2
風工学		2
流体制御材料特論		2
社会基盤材料特論		2
電力系統電磁環境特論		2
機能性材料論		2

外国連携大学院と合同で共同学位を得る教育プログラムに関する内規（案）

第1章 総則

（設置）

第1条 徳島大学大学院先端技術科学教育部（以下「教育部」という。）に国際連携大学院コースを設置する。

（目的）

第2条 国際連携大学院コースは、教育部入学後、外国連携大学院に入学する学生（以下「派遣学生」という。）及び外国連携大学院入学後、教育部に入学する学生（以下「受入学生」という。）に対し、外国連携大学院と合同で教育を行う教育プログラムを実施することを目的とする。

（コース）

第3条 国際連携大学院コースに次の各号に定めるコースを置く。

- （1）ナノテクノロジー応用工学コース
- （2）バイオ情報応用工学コース
- （3）地圏環境制御工学コース

第2章 派遣学生

（入学）

第4条 派遣を希望する学生は、教育部入学後、希望する外国連携大学院の入学試験を受け、入学するものとする。ただし、当該大学院の入学試験を受けるにあたり、事前に指導教員に相談の上、徳島大学大学院先端技術科学教育部国際連携教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に申請し、許可を受けなければならない

（履修方法）

第5条 博士前期課程の派遣学生については徳島大学先端技術科学教育部における授業科目の履修方法に関する細則（以下「履修細則」という。）第2条第1号ホの要件を満たし、かつ、外国連携大学院において、最低2単位以上修得しなければならない。

- 2 博士後期課程の派遣学生については、履修細則第2条第2号ホの要件を満たし、かつ、外国連携大学院において、最低2単位以上修得しなければならない
- 3 前2項に定めるもののほか、派遣学生の履修方法については、履修細則の規定によるものとする。

（学位審査）

第6条 派遣学生の学位論文の提出は、徳島大学大学院先端技術科学教育部学位規則実施細則（以下「実施細則」という。）及び徳島大学大学院教育部の博士学位審査に関する内規（以下「審査内規」という。）の規定にかかわらず、随時行うものとする。

- 2 派遣学生は、教育部及び外国連携大学院の指導教員の合同の指導のもと、学位論文を作成する。
- 3 派遣学生は、ポートフォリオ及びeラーニング等を利用し、教育部及び外国連携大学院の修了要件を満たすものとする。

第3章 受入学生

(入学)

第7条 受入学生は、外国連携大学院の推薦により、教育部国際連携大学院コースの入学試験を受け、入学するものとする。

2 入学時期は、毎学年の初め及び後期の初めとする。

3 入学試験の実施方法については、運営委員会で審議の上、入試委員会を経て、教育部教授会で承認を受けなければならない。

(履修方法)

第8条 受入学生の履修方法については、履修細則の規定によるものとする。

2 外国連携大学院において修得した単位については、博士前期課程の受入学生については10単位まで、博士後期課程の受入学生については6単位まで認定するものとする。

(学位審査)

第9条 受入学生の学位論文の提出は、実施細則及び審査内規の規定にかかわらず、随時行うものとし、当該論文は英語とする。

2 受入学生は、教育部及び外国連携大学院の指導教員の合同の指導のもと、学位論文を作成する。

3 受入学生は、ポートフォリオ及びeラーニング等を利用し、教育部及び外国連携大学院の修了要件を満たすものとする。

第4章 雑則

第10条 この内規に定めるもののほか、派遣学生の外国連携大学院における入学試験の実施方法及び履修方法、受入学生の教育部における入学試験の実施方法及び履修方法、並びに学位審査に係わる公聴会及び実施方法その他この内規の実施にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

徳島大学大学院先端技術科学教育部学位規則実施細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学学位規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、徳島大学大学院先端技術科学教育部（以下「本教育部」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 課程修了による学位審査

(学位論文の提出時期及び資格要件)

第2条 規則第6条第1項の規定による博士論文の提出時期は、博士後期課程第3年次の1月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）の指定の期日までとする。ただし、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第1年次の1月（後期の学期から入学した者については7月）まで、学則第12条第2項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第2年次の1月（後期の学期から入学した者については7月）まで博士論文の提出時期を繰り上げることができる。

2 規則第6条第4項の規定による修士論文の提出時期は、博士前期課程第2年次の2月以降（後期の学期から入学した者については9月以降）の指定の期日までとする。ただし、学則第11条第1項ただし書の規定による優れた業績を上げたと認められる者については、博士前期課程第1年次の2月（後期の学期から入学した者については9月）まで修士論文の提出時期を繰り上げることができる。

3 前2項の規定による学位論文の提出に当たっては、提出の日までに所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。

(学位論文提出の手続)

第3条 博士論文の審査を受けようとする者は、あらかじめ本教育部教授会の承認を受けて次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし、第2号から第6号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式1） 1部
- (2) 履歴書（様式5） 1部
- (3) 論文目録（様式6） 1部
- (4) 博士論文 1部
- (5) 論文内容要旨 和文1,000～1,500字（様式7） 1部
- (6) 参考論文（公刊予定のものは、受理証明書を添えた投稿原稿の写し） 各1部
- (7) 承諾書（様式8） 共著者各1部

2 修士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を受けて次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし、第2号から第5号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式2） 1部
- (2) 履歴書（様式5） 1部
- (3) 論文目録（様式6） 1部
- (4) 修士論文 1部
- (5) 論文内容要旨 和文600～1,000字（様式7） 1部

(審査委員会)

第4条 学位論文が受理されたときは、本教育部教授会は、申請者ごとに審査委員会を組織し、論文審査及び最終試験の実施を付託する。

(論文審査等の実施)

第5条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行い、その結果を文書をもって本教育部長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨(様式9)及び最終試験報告書(様式10)とする。
(課程修了の議決)

第6条 本教育部教授会は、審査委員会による論文審査及び最終試験の報告に基づき審議の上、投票により課程修了の可否を議決する。

(学位授与の時期)

第7条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 博士

イ 標準修業年限内に合格した者(ロ及びハに規定する者を除く。)第3学年末の定められた日

ロ 学則第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定により合格した者 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年又は第3学年で合格した者については合格した日

ハ 学則第12条第2項ただし書の規定により合格した者 第2学年末の定められた日。ただし、第3学年で合格した者については合格した日

ニ その他の者 合格した日

(2) 修士

イ 標準修業年限内に合格した者 第2学年末の定められた日

ロ 学則第11条第1項ただし書の規定により合格した日 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年で合格した者については合格した日

ハ その他の者 合格した日

第3章 学位論文提出による学位審査

(論文提出による学位請求の時期及び資格要件)

第8条 規則第6条第2項の規定による博士論文の提出時期は、毎年4月又は10月の指定の期日までとする。

2 前項の規定により博士論文を提出して学位を請求することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 徳島大学大学院工学研究科博士後期課程又は本教育部博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者

(2) 大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了後、原則として4年以上経た者

(3) 大学又は旧制の専門学校を卒業後、原則として7年以上経た者

(4) 短期大学又は工業高等専門学校を卒業後、原則として9年以上経た者

(5) 前各号のほか、本教育部教授会において、学位請求の資格を有すると認められた者

(論文提出による学位請求の提出手続)

第9条 論文提出による学位を請求しようとする者は、あらかじめ本教育部教授会の承認を受けて次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし、第3号から第7号までの書類については、別に審査用として必要部数を提出するものとする。

(1) 学位申請書(様式3) 1部

(2) 学位申請調書(様式4) 1部

(3) 履歴書(様式5) 1部

- (4) 論文目録（様式6） 1部
- (5) 博士論文 1部
- (6) 論文内容要旨 和文1,000～1,500字（様式7） 1部
- (7) 参考論文 各1部
- (8) 承諾書（様式8） 共著者各1部
- (9) 最終学歴の卒業（修了）証明書 1部
- (10) 写真（手札型，脱帽，上半身，最近6月以内に撮影したもの） 1枚
- (11) 学位論文審査手数料
（論文審査委員会）

第10条 学位論文が受理されたときは，本教育部教授会は，申請者ごとに論文審査委員会を組織し，論文審査及び試問の実施を付託する。

（論文提出による論文審査等の実施）

第11条 論文審査委員会は，論文審査及び試問を行い，その結果を文書をもって本教育部長に報告する。

2 前項の文書は，論文審査の結果の要旨（様式9）及び試問結果報告書（様式11）とする。

（論文審査等の議決）

第12条 本教育部教授会は，論文審査委員会による論文審査及び試問の結果の報告に基づき審議の上，投票により学位授与の可否を議決する。

（学位授与の時期）

第13条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は，合格した日とする。

第4章 雑則

（実施細目）

第14条 この細則に定めるもののほか，学位審査に関し必要な細目は，その都度本教育部教授会が定める。

附 則

この細則は，平成18年4月1日から施行する。

様式 1

平成 年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第1項の規定に基づき、博士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 (印))

【注】 自筆とし、ペンは黒色を使用すること。

様式 2

平成 年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第4項の規定に基づき、修士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 (印))

【注】 自筆とし、ペンは黒色を使用すること。

様式 3

平成 年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第2項の規定に基づき、博士の学位を請求したいので、学位論文の審査及び試問を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 (印))

【注】 自筆とし、ペンは黒色を使用すること。

様式 4

学 位 申 請 調 書

- 1 申請者氏名
- 2 博士論文題目
- 3 博士論文指導者 所属職名
氏 名
- 4 博士論文作成(研究)場所及び当時の身分
- 5 現在の勤務先及び職名
- 6 紹介委員(徳島大学大学院先端技術科学教育部教授会構成員)氏名
- 7 通信連絡先

様式5

履 歴 書

報告番号	甲 先 乙 先 第 号 工 修			
(ふりがな) 氏 名		生年 月 日	大正 年 月 日 昭和	男 女
本 籍 (都道府県名)				
現 住 所				
学 歴				
研究歴				
職 歴				
賞 罰				

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

署 名

【注】学歴は、高等学校卒業以後について記入すること。

様式6

論 文 目 録

(本審査用)

報告番号	甲 先 乙 先 第 号 工 修	氏 名	
学位論文題目			
論文の目次			
参考論文 主論文			
副論文			

備考

- 1 論文題目は、用語が英語以外の外国語のときは日本語訳を付けて、外国語、日本語の順に列記すること。
- 2 参考論文は、論文題目、著者名、公刊の方法及び時期を順に明記すること。
- 3 参考論文は、博士論文の場合に記載すること。

様式7

論 文 内 容 要 旨

報告番号	甲 先 乙 先 第 号 工 修	氏 名	
学位論文題目			
内容要旨	<p>1 博士の場合 和文 1,000字~1,500字</p> <p>2 修士の場合 和文 600字~1,000字</p>		

様式8

承 諾 書

平成 年 月 日

徳島大学大学院先端技術科学教育部長 殿

共著者氏名 ⑩
所属職名

博士論文題目「 」

共著論文

平成 年 月 発行

〇〇雑誌第〇巻〇号〇〇~〇〇ページに発表済

上記共著論文を 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文の参考論文(主論文)として使用することに異議ありません。

なお、将来においても博士論文として他に使用しません。

様式9

論文審査の結果の要旨

報告番号	甲 乙 工	先 先 修	第 号	氏名	
審査委員	主 査 副 査 副 査				
学位論文題目					
審査結果の要旨					

様式10

最終試験報告書

報告番号	甲 工	先 修	第 号	氏名	
実施年月日	平成 年 月 日				
試験方法	口頭				
試験の結果の要旨					
決定 (該当を○で囲む) 合 否					
主 査 氏 名				Ⓔ	
副 査 氏 名				Ⓔ	
副 査 氏 名				Ⓔ	

様式11

試問結果報告書

報告番号	乙	先 第 号	氏名	
実施年月日	平成 年 月 日			
試験方法 専 門 科 目 口 頭 外国語 (英語) 筆 答				
試験の結果の要旨				
決定 (該当を○で囲む) 合 否				
主 査 氏 名			Ⓔ	
副 査 氏 名			Ⓔ	
副 査 氏 名			Ⓔ	

徳島大学大学院先端技術科学教育部の博士学位審査に関する内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、徳島大学大学院先端技術科学教育部学位規則実施細則（以下「細則」という。）第14条の規定に基づき、徳島大学大学院先端技術科学教育部（以下「本教育部」という。）における博士学位審査の実施に関し必要な細目を定めるものとする。

第2章 課程修了による学位審査

(予備審査)

第2条 細則第2条第1項に規定する時期に課程博士の学位論文を提出しようとする者は、細則第3条第1項の規定より、あらかじめ本教育部教授会による予備審査を受け、承認を得るものとする。

(予備審査の申請書類)

第3条 予備審査を申請する者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし、第2号及び第3号の書類については、予備審査委員会の委員（審査協力者を含む。）が3人を超える場合は、その委員の数の部数とする。

- (1) 予備審査申請書（様式1） 1部
- (2) 学位論文の内容梗概（30ページ程度） 3部
- (3) 参考論文（学術雑誌に投稿中のものは、その原稿の写し） 各3部

(予備審査の申請時期)

第4条 予備審査の申請時期は、予定されている学位論文提出時期の3月以前とする。

(予備審査の付託)

第5条 予備審査の申請があったときは、本教育部長は本教育部教授会に付議し、申請者ごとに予備審査委員会を組織し、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定するための予備審査を付託する。

(予備審査委員会)

第6条 予備審査委員会は、本教育部研究指導担当教員のうちから、申請者の指導教員を含めて選出された3人以上の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、本学大学院の研究科及び教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（予備審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

2 前項の委員の選出は、投票によるものとする。

3 予備審査委員会に委員の互選による委員長を置き、委員長は予備審査委員会の総括を行う。

4 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から1月以内に、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定し、委員長はその結果を本教育部教授会に報告する。

(予備審査の議決と結果の通知)

第7条 本教育部教授会は、予備審査委員会委員長の報告に基づき、学位論文の審査の請求に値するか否かを審議の上議決し、本教育部長はその結果を速やかに申請者に通知する。

(課程博士の学位論文の提出時期)

第8条 課程博士の学位論文を提出する時期は、博士後期課程の各学年の1月又は7月の指定の期日までとする。第15条で定める単位修得退学後3年以内の者についても同様とする。

(参考論文)

第9条 細則第3条第1項第6号の参考論文とは、申請者によって執筆され、学位論文の主要な内容が記述された公刊論文又は公刊されることが証明された論文原稿をいう。

2 前項の参考論文には、原則として、学位申請者が主として寄与した研究成果を申請者自身が執筆し、権威ある学術雑誌に投稿して査読の結果受理された主論文が1報以上あることを必要とする。

3 公刊論文として、さらに数編程度の副論文があることが望ましい。

4 主論文が学位申請者を含む複数の著者によって執筆された共著論文の場合には、その論文の成果が主として学位申請者が寄与したものであり、主要部分が申請者によって執筆されたものであることを、すべての共著者が署名捺印の上証明する細則第3条第1項第7号の承諾書の提出を必要とする。なお、指導教員が論文提出について共著者の承諾を得ている場合は、承諾確認書(様式3)をもってこれに代えることができる。

(主論文)

第10条 主論文は、ただ1人の学位論文に用いられるものではなくてはならない。そのため、学位申請者の単著又は筆頭著者であることが望ましいが、特別な事情によってそうでない場合には、前条の承諾書又は承諾確認書を提出させるとともに、審査委員はその事情を本教育部教授会で説明するものとする。

(副論文)

第11条 副論文とは、学位申請者が参加した研究の成果を共同執筆した同種の公刊論文をいう(単著又は筆頭著者であることを問わない)。申請者が筆頭著者として執筆し、著者自身が発表した国際会議論文なども含む。

(審査委員会)

第12条 細則第4条に規定する審査委員会は、申請者の指導教員を含めて選出された3人以上(本教育部教授会構成員の3人を含む。)の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、学位論文の審査等に当たって、本学大学院の研究科及び教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力(審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。

2 前項の委員の選出は、投票によるものとする。

3 審査委員会に審査委員主査(以下「主査」という。)を置き、主査は審査委員会の総括を行う。

(学位論文の公聴会)

第13条 論文審査の段階において、審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、学位論文の公聴会の開催日を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、関係教室等への掲示をもって公示するものとする。

(最終試験)

第14条 細則第5条第1項の最終試験は、口頭による専門科目試験とする。

(単位修得退学者の取扱い)

第15条 徳島大学大学院工学研究科又は本教育部博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得後退学した者は、退学後3年以内であれば課程博士の学位審査を受けることができる。

第3章 論文提出による学位審査

(論文提出による予備審査)

第16条 細則第8条第1項に規定する論文提出による学位審査を申請しようとする者は、細則第9条の規定により、あらかじめ本教育部教授会による予備審査を受け、承認を得るものとする。

(紹介委員)

第17条 申請者は、論文内容に関連ある研究分野の本教育部研究指導担当教員を紹介委員とし

て選ぶものとする。

(論文提出による予備審査の申請書類)

第18条 論文の予備審査を申請する者は、紹介委員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし、第2号及び第3号の書類については、予備審査委員会の委員(審査協力者を含む。)が3人を超える場合は、その委員の数の部数とする。

- (1) 論文予備審査申請書(様式2) 1部
- (2) 学位論文の内容梗概(50ページ程度) 3部
- (3) 参考論文(学術雑誌に投稿中のものは、その原稿の写し) 各3部
- (4) 履歴書
- (5) 最終学歴の卒業又は修了証明書

(論文提出による予備審査の申請時期)

第19条 予備審査の申請時期は、予定されている学位論文提出時期の3月以前とする。

(論文提出による予備審査の付託)

第20条 予備審査の申請があったときは、本教育部長は本教育部教授会に付議し、申請者ごとに論文予備審査委員会を組織し、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定するための予備審査を付託する。

(論文予備審査委員会)

第21条 論文予備審査委員会は、本教育部研究指導担当教員のうちから、紹介委員を含めて選出された3人以上の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、本学大学院の研究科及び教育部担当の教員又は他の大学院等若しくは研究所の教員等の協力(論文予備審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。

- 2 前項の委員の選出は、投票によるものとする。
- 3 論文予備審査委員会に委員の互選による委員長を置き、委員長は論文予備審査委員会の総括を行う。
- 4 論文予備審査委員会は、予備審査を付託された日から1月以内に、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定し、委員長はその結果を本教育部教授会に報告する。

(論文予備審査の議決と結果の通知)

第22条 本教育部教授会は、論文予備審査委員会委員長の報告に基づき、学位論文の審査の請求に値するか否かを審議の上議決し、本教育部長はその結果を速やかに申請者に通知する。

(論文提出による学位論文の提出時期)

第23条 論文提出による学位論文を提出する時期は、毎年4月又は10月の指定の期日までとする。

(論文提出による博士論文の提出書類)

第24条 細則第8条第2項第1号に該当する者については、細則第9条に規定する書類等のうち第9号及び第10号の書類の提出を要しないものとする。

(論文提出による参考論文)

第25条 細則第9条第7号の参考論文とは、申請者によって執筆され、学位論文の主要な内容が記述された公刊論文又は公刊されることが証明された論文原稿をいう。

- 2 前項の参考論文には、原則として、学位申請者が主として寄与した研究成果を申請者自身が執筆し、権威ある学術雑誌に投稿して査読の結果受理された主論文が3報以上あることを必要とする。
- 3 公刊論文として、さらに数編程度の副論文があることが望ましい。
- 4 主論文が学位申請者を含む複数の著者によって執筆された共著論文の場合には、その論文の

成果が主として学位申請者が寄与したものであり、主要部分が申請者によって執筆されたものであることを、すべての共著者が署名捺印の上証明する細則第9条第8号の承諾書の提出を必要とする。

5 主論文及び副論文については、それぞれ第10条及び第11条の規定を準用する。

(論文審査委員会)

第26条 細則第10条に規定する論文審査委員会は、紹介委員を含めて選出された3人以上(本教育部教授会構成員の3人を含む。)の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、学位論文の審査に当たって、本学大学院の研究科及び教育部担当の教員又は他の大学院若しくは 研究所等の教員等の協力(論文審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。

2 前項の委員の選出は、投票によるものとする。

3 論文審査委員会に論文審査委員主査(以下「主査」という。)を置き、主査は論文審査委員会の総括を行う。

(論文提出による学位論文の公聴会)

第27条 論文審査の段階において、論文審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、学位論文の公聴会の開催日を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、関係教室等への掲示をもって公示するものとする。

(試問)

第28条 細則第11条第1項の試問は、専門科目については口頭で、外国語については筆答で行う。

2 外国語の試問は、英語について行う。

3 外国語の主論文又は申請者自身が発表した国際会議論文がある場合には、外国語の試問は免除する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

様式 1

平成 年 月 日

徳島大学大学院先端技術科学教育部長 殿

署名

予備審査申請書

このたび、徳島大学大学院先端技術科学教育部の博士学位審査の実施に関する内規第2条の規定に基づき、予備審査を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 (印))

【注】 自筆とし、ペンは黒色を使用すること。

様式 2

平成 年 月 日

徳島大学大学院先端技術科学教育部長 殿

署名

論文予備審査申請書

このたび、徳島大学大学院先端技術科学教育部の博士学位審査の実施に関する内規第16条の規定に基づき、論文予備審査を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 (印))

【注】 自筆とし、ペンは黒色を使用すること。

様式 3

承諾確認書

平成 年 月 日

徳島大学大学院先端技術科学教育部長 殿

指導教員氏名 (印)

学位論文申請者氏名
 博士論文題目「 」
 共著論文
 共著者名
 平成 年 月 発行〇〇雑誌第〇巻〇号〇〇～〇〇ページに発表済

上記共著論文を 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文の参考論文（主論文）として使用することについて、全共著者から異議がないこと及び将来においても博士論文として他に使用しないことを確認しております。

徳島大学大学院先端技術科学教育部(博士後期課程)において優れた研究業績を上げた者の
期間短縮修了に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学大学院学則(平成7年規則第1181号)第12条第1項ただし書、同条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定に基づく、徳島大学大学院先端技術科学教育部(博士後期課程)における優れた研究業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(認定申請の時期)

第2条 認定申請を行う時期は、徳島大学大学院先端技術科学教育部の博士学位に関する内規(以下「内規」という。)第4条に定める学位論文予備審査の申請の1か月前までとする。

(認定基準)

第3条 研究業績が優れており、権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果受理された主論文が3編以上あり、かつ、次の各号の一に該当する者について、認定を行うものとする。

- (1) 本人自身が発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。
- (2) 学会から本人自身の研究に対して論文賞などを受賞していること。
- (3) 共同研究プロジェクト等に貢献していること。
- (4) 学会活動等での顕著な活躍が認められていること。
- (5) 日本学術振興会特別研究員に採用され、又は採用予定であること。
- (6) その他、顕著な研究業績を上げていること。

(認定手続き)

第4条 指導教員は、前条に定める基準を満たす者がある場合は、所定の推薦書に内規第3条第2号及び第3号に定める書類を添付し、徳島大学大学院先端技術科学教育部長(以下「教育部長」という。)あて申請するものとする。

(認定審査の付託)

第5条 教育部長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る認定審査を教務委員会へ付託する。

(審査委員会の設置)

第6条 教務委員会は、前条の付託を受けたときは、第2条に規定する優れた研究業績を上げた者の認定に関し、審査委員会を設置する。

(審査委員会の組織)

第7条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務委員会委員長
 - (2) 教務委員会副委員長
 - (3) 当該申請のあったコースの教務委員会委員 1名
- 2 審査委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。
- 3 委員長は、第1項の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査及び結果の報告)

第8条 教務委員会は、審査委員会の結論に基づき審議し、認定の可否の結果を出す。

- 2 教務委員会委員長は、前項の結果を教育部長へ報告するものとする。

(審査結果の決定)

第9条 教育部長は、前条の報告に基づき、第2条に規定する優れた研究業績を上げた者の認定の可否を決定する。

2 教育部長は、前項の規定により、認定を可決された者に対し、博士論文予備審査の申請を許可する。

(疑義解釈)

第10条 この要項の実施に関し、疑義が生じた場合は、教務委員会において解釈する。

(要項の改廃)

第11条 この要項の改廃は、教務委員会及び徳島大学大学院先端技術科学教育部教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この要項は、平成18年4月1日から実施する。

徳島大学大学院先端技術科学教育部博士前期課程の修士論文の提出時期等について

徳島大学大学院先端技術科学教育部学位規則実施細則第2条第2項に規定する修士論文の提出時期等について、次のとおり申し合わせる。

- 1 修士論文の提出の時期は、博士前期課程の各学年の2月中の指定の期日までとする。ただし、後期の学期から入学した者にあつては、9月中の指定の期日までとする。
- 2 博士前期課程の修業年限を超えて在学する者の修士論文の提出時期は、原則として前項に定める期日とする。ただし、修了に必要な所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で修士論文の審査を願い出る者がある場合は、6月中又は9月中の指定の期日までに修士論文を提出することができる。
- 3 前項ただし書において、後期の学期から入学した者の修士論文の提出の時期は、12月中又は2月中の指定の期日までとする。
- 4 第2項ただし書及び前項の申合せを適用する場合の修了の可否の判定に当たっては、教育的な効果を十分配慮しなければならない。

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から実施する。

徳島大学大学院先端技術科学教育部（博士前期課程）において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項

（目 的）

第1条 この要項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第11条第1項ただし書の規定に基づく、徳島大学大学院先端技術科学教育部（博士前期課程）における優れた業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（認定申請の時期）

第2条 認定申請を行う時期は、徳島大学大学院先端技術科学教育部学位規則実施細則第2条第2項及び同条ただし書きに定める修士論文の提出時期の3ヶ月前までとする。

（認定の基準）

第3条 期間短縮修了の認定は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に行うことができる。

- (1) 当該専攻が定める要件を満たしていること。
- (2) 当該専攻の学生が期間短縮修了を希望していること。

（認定の手続）

第4条 期間短縮修了を希望する者は期間短縮修了希望願書（別紙様式1）を所属するコース長に提出するものとする。

- 2 コース長は、前項の提出を受け、申請者が前条に定める基準を満たしている場合は、期間短縮修了者推薦書（別紙様式2）を徳島大学大学院先端技術科学教育部長（以下「教育部長」という。）に提出するものとする。

（審査結果の決定）

第5条 教育部長は前条の申請を受理したときは、学則第11条第1項ただし書きに規定する優れた研究業績を上げた者の認定審査を教務委員会に付託する。

- 2 教務委員会は付託された前項の申請について審議し、認定の可否について教育部長に報告する。
- 3 教育部長は、前項の報告に基づき認定の可否を決定する。
- 4 教育部長は、前項の規定により、認定を可決されたものに対し、修士論文審査の申請を許可する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

各コース（博士前期課程）においてすぐれた業績を上げた者の期間短縮修了に関する要件

コース	要件
建設創造システム	<p>建設創造システム工学コース（博士前期課程）において業績が優れており、かつ、次の各号の一に該当することを、学科会議で認められた者については、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果受理された論文が1編以上あること。 (2) 発表した、または発表予定の国際会議論文があること。 (3) 学会活動等での顕著な活動が認められていること。 (4) その他、顕著な業績を上げていること。
機械創造システム	<p>機械創造システム工学コース（博士前期課程）において業績が優れており、かつ、次の各号のいずれかに該当する者については、学科会議で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果受理された論文が1編以上あること。 (2) 発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。 (3) 学会活動等での顕著な活動が認められていること。 (4) その他、顕著な業績をあげていること。
化学機能創生	<p>化学機能創生コース（博士前期課程）において業績が優れており、かつ、次の各号の一に該当する者については、学科会議で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果受理された論文が1編以上あること。 (2) 発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。 (3) 学会活動等での顕著な活動が認められていること。 (4) その他、顕著な業績をあげていること。
生命テクノ	<p>生命テクノサイエンスコース（博士前期課程）において業績が優れており、かつ、権威ある国際学術誌に筆頭著者として投稿し、査読の結果受理された論文が在学中に1編以上ある者については、学科会議で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p>
エコシステム工学	<p>エコシステム工学コース（博士前期課程）において業績が優れており、かつ、次の各号の一に該当するものについては、コース会議で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 筆頭著者として発表済み、又は発表予定の国際会議論文があること。 (2) 権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果受理された筆頭著者の論文が1編以上あること。 (3) 学会活動等で顕著な賞を受賞したことがあること。 (4) その他、顕著な業績を上げていること。
電気電子創生	<p>電気電子創生工学コース（博士前期課程）において業績が優れており、かつ、次の各号の一に該当する者については、学科会議で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果、受理された論文が1編以上あること。 (2) 学会の賞など学会活動で顕著な活動が認められていること。 (3) 本人がファーストオーサとして発表した国際会議論文があること。 (4) その他、顕著な業績をあげていること。
知能情報システム	<p>知能情報システム工学コース（博士前期課程）において業績が優れており、かつ、次の各号の一に該当する者については、学科会議で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果受理された本人が筆頭著者の論文が1編以上あること。 (2) 本人自身が発表した、または発表予定の国際会議論文が2編以上あること。 (3) 学会活動等での顕著な活動が認められていること。 (4) その他、顕著な業績をあげていること。
光システム	<p>光システム工学コース（博士前期課程）において業績が優れており、かつ、次の各号の一に該当する者については、学科会議で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果受理された論文が1編以上あること。ただし、当該論文に関し、主に寄与した著者であること。 (2) 発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。ただし、当該論文に関し、主に寄与した著者であること。 (3) 学会活動等での顕著な活動が認められていること。 (4) その他、顕著な業績をあげていること。

様式1

平成 年 月 日

期間短縮修了希望願書

先端技術科学教育部長 殿

所 属

専攻
コース

年次

氏 名

私は、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きによる修了を希望します。

期間短縮修了者推薦書

先端技術科学教育部長 殿

コース長 所 属
氏 名 ㊟

指導教員 所 属
氏 名 ㊟

下記の者は、徳島大学大学院先端技術科学教育部（博士前期課程）において優れた業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項第 3 条に規定する認定基準を満たしていると認め、同要項第 4 条の規定に基づき推薦します。

記

入 学 時 期	所 属	氏 名
平成 年 月	専 攻 コース 年次	
推 薦 理 由		

徳島大学大学院先端技術科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条の3第2項の規定に基づき、徳島大学大学院先端技術科学教育部（以下「本教育部」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者（以下「長期履修学生」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有する者で、かつ、所属長の承諾を得た者
- (2) 国際連携大学院コースの学生で、かつ、所属長の承諾を得た者
- (3) その他教育部長が特に必要と認めた者

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、所定の申請書を次の各号に定める日までに、学長に提出し、その許可を得なければならない。

- (1) 新入生は、入学手続き日
- (2) 在學生は、別に定める日

(審査手続)

第4条 長期履修を希望する者がある場合は、所属するコースにおいて、申請書類及び面接により審査し、その結果を教育部長に報告するものとする。

2 教育部長は、教育部教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

(長期履修の期間)

第5条 長期履修を許可する期間は、大学院学則第5条に規定する在学年限を限度とする。

2 長期履修学生が在学中、長期履修学生として認められた期間の変更を希望する場合は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(教育課程の編成)

第6条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、本教育部が定めた履修基準を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(履修科目の登録の上限)

第7条 長期履修学生が1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、教育部教授会の議を経て、教育部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に徳島大学大学院工学研究科に在学する者については、なお従前の例による。

徳島大学大学院先端技術科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則の
申合せ

この申合せは、徳島大学大学院先端技術科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、徳島大学大学院先端技術科学教育部（以下「教育部」という。）における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 長期履修を申請できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 教育部に入学後1年以内の者で、正規職員として勤務している者または勤務する予定の者
 - (2) 教育部国際連携大学院コースにおいて入学後1年以内の者
 - (3) その他教育部長が特に必要と認めた者
2. 申請の時期は、入学手続きの日における申請のほか、在學生は1年次の2月末日（10月入學者は8月末日）までに申請するものとする。
3. 規則第4条第1項に規定する審査は、所属コースの教務委員及び指導教員が行うものとする。ただし、両者が同一の場合は、指導教員に代わって所属コースの他の教員が行うものとする。
4. 長期履修學生が規則第5条第2項に規定する期間の変更を希望する場合、その所属するコースにおいて、原則として変更する6か月前までに申請書類及び面接による審査を行う。審査については、上記3の規定を準用する。なお、期間の変更は短縮のみとし、延長については認めないものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成18年3月31日に徳島大学大学院工学研究科に在學する者については、なお従前の例による。

平成 年度徳島大学大学院長期履修計画申請書

コース長	教務委員	指導教員

平成 年 月 日願出

徳島大学長 殿

学生番号

先端技術科学教育部博士前期課程

専攻 _____ コース _____

平成 年度入学 学年

ふりがな

氏名 _____ 印 _____

次のとおり標準修業年限を超えて長期に履修したいので、申請します。

長期履修計画	1年目		2年目		3年目		4年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
①履修期間 3年								
②履修期間 4年								

※希望する履修期間に○を付し、その期間内の各期に○（全部受講できる）、

△（一部受講できる）、×（受講できない）で計画を記入すること。

長期に履修しなければならない理由（詳細に）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

勤務先	企業等名			部課等名	
	所在地	〒 _____ TEL() _____			
	在職期間	年 _____ 月 _____			
	所属長の承認	役職名			
		氏名	_____ 印 _____		

平成 年度徳島大学大学院長期履修計画申請書

コース長	教務委員	指導教員

平成 年 月 日願出

徳島大学長 殿

学生番号

先端技術科学教育部博士後期課程

専攻 _____ コース _____

平成 年度入学 学年

ふりがな

氏名 _____ 印 _____

次のとおり標準修業年限を超えて長期に履修したいので、申請します。

長期履修計画	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
①履修期間 4年												
②履修期間 5年												
③履修期間 6年												

※希望する履修期間に○を付し、その期間内の各期に○（全部受講できる）、
△（一部受講できる）、×（受講できない）で計画を記入すること。

長期に履修しなければならない理由（詳細に）

勤務先	企業等名			部課等名	
	所在地	〒 _____			
	在職期間	年 _____ 月 _____			
	所属長の承認	役職名			
		氏名			
					印

徳島大学工学部学生及び大学院先端技術科学教育部学生の他学部等の授業科目履修に関する実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学工学部規則（昭和34年規則第29号）第3条の4第3項及び徳島大学大学院先端技術科学教育部規則第6条第3項の規定に基づき、工学部学生が本学の他学部又は工学部の他学科の授業科目を自由科目として履修する際、及び先端技術科学教育部学生が本学大学院の他研究科若しくは他教育部又は先端技術科学教育部の他コース又は本学学部の授業科目を自由科目として履修する際に必要な事項を定めるものとする。

(許可の範囲)

第2条 他学部等の授業科目の履修を許可する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 工学部学生は、各学科の許可する単位を超えない範囲で他学部又は工学部の他学科に属する専門教育科目を履修することができる。
- (2) 先端技術科学教育部学生は、各コースの許可する単位を超えない範囲で本学大学院の他研究科若しくは他教育部又は先端技術科学教育部の他コース又は本学の学部の授業科目を履修することができる。

(履修科目)

第3条 工学部及び先端技術科学教育部における他学科及び他コースで履修可能な授業科目及び受け入れ可能人数は、工学部及び先端技術科学教育部の「履修の手引き」に掲載し、各学期が始まる前にそれらの情報を周知するものとする。

なお、「履修の手引き」に履修可能として掲載されていない授業科目でも事情によっては履修可能な場合がある。

(受講の願出)

第4条 工学部学生で、他学部の授業科目を履修しようとする者は、別紙様式第1号の「他学部・他研究科又は他教育部授業科目履修願」を、前・後期それぞれの授業開始日から1週間以内に、所属する学科の教務委員の承認を経て、工学部学務係に提出しなければならない。

2 先端技術科学教育部学生で、他研究科若しくは他教育部又は本学の学部の授業科目を履修しようとする者は、別紙様式第1号の「他学部・他研究科又は他教育部授業科目履修願」を、前・後期それぞれの授業開始日から1週間以内に、所属するコースの教務委員及び指導教員の承認を経て、工学部学務係に提出しなければならない。

3 工学部学生で、他学科の授業科目を履修しようとする者は、別紙様式第2号の「工学部他学科授業科目履修願」を、前・後期それぞれの授業開始日から1週間以内に、所属する学科の教務委員の承認を経て、工学部学務係に提出しなければならない。

4 先端技術科学教育部学生で、先端技術科学教育部の他コースの授業科目を履修する際の手続については、履修届を前・後期それぞれの授業開始日から1週間以内に、授業担当教員及び指導教員の承認を経て、工学部学務係に提出しなければならない。

(授業担当教員との事前許可)

第5条 他学部等の授業科目の履修を希望する学生は、事前に授業担当教員の許可を得なければならない。

(受講の承認及び許可)

第6条 第4条に規定する別紙様式第1号及び別紙様式第2号により願い出のあった授業科目については、工学部教務委員会においてその必要性を考慮の上、受講を承認するものとする。

2 前項の委員会において、別紙様式第1号により履修を願い出て、受講許可と承認された者については、工学部長又は先端技術科学教育部長が当該授業科目を開設している学部長等と協議の上、受講を許可するものとする。

(受講の中断)

第7条 前条の許可を得た授業科目については、正当な理由がなければ受講を中断することはできない。

(履修報告)

第8条 他学部又は他研究科若しくは他教育部の授業科目を履修した者は、別紙様式第3号の「他学部・他研究科又は他教育部授業科目履修報告書」に単位修得証明書を添付して、速やかに工学部学務係に提出しなければならない。

(単位の認定)

第9条 本実施細則により履修した他学部等の科目は自由科目とし、選択科目の単位として認める。取得した単位を卒業又は修了単位として認めるか否かは所属する学科又はコースにおいて決めるものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

工学部及び先端技術科学教育部における他学科及び 他コースで履修可能な授業科目及び受け入れ可能人数

※()は受け入れ可能人数、昼間は昼間コース、
夜間は夜間主コースを表す。
※下記に記載のない科目についても、受講を
認める場合がある

・建設工学科

下記を除く専門教育科目（いずれもそれぞれ若干名）

- － 昼間：建設基礎セミナー・学びの技・測量学実習・情報処理・建設基礎解析演習・建造物デザイン実験実習・建造物デザイン演習・地域環境マネジメント実習・地域環境マネジメント演習・キャリアプラン演習・プロジェクト演習・工学系共通科目
- － 夜間：学びの技・建設設計製図1・建設設計製図2・建設工学実験・コンピュータ入門1・コンピュータ入門2・工業英語・技術者の倫理・工学系共通科目

・機械工学科

- － 昼間、夜間とも実験・実習・製図・工学系共通科目を除く専門教育科目（いずれもそれぞれ若干名）

・化学応用工学科

- － 昼間：材料物性（5人）・材料科学（5人）・基礎物理化学（5人）・生物物理化学（6人）・生物化学工学（5人）
- － 夜間：環境化学（5人）

・生物工学科

- － 昼間：基礎生物工学1（5人）・基礎生物工学2（5人）・生化学2（5人）・発生工学（5人）・微生物学1（5人）・生物無機化学（3～5人）・生物有機化学（2人）・分子生物学（5人）・タンパク質工学（5人）・酵素工学（5人）・遺伝子工学（5人）・生物環境工学（10人）・生物機能設計学（2人）・有機化学1（3～5人）・細胞工学（5人）・微生物工学（5人）
- － 夜間：酵素化学（5人）・生化学2（3人）

・電気電子工学科

- － 昼間：マイクロ波工学（教室の許す限り）・エネルギー工学基礎論（10人、他学部学生も可）・電気電子材料工学（教室の許す限り）・電子デバイス（教室の許す限り）・半導体工学（教室の許す限り）・高電圧工学（10人）
- － 夜間：電子デバイス工学（教室の許す限り）・センサ工学（教室の許す限り）・半導体工学（教室の許す限り）

・知能情報工学科

- － 昼間：生体情報工学（10人）・集積回路工学（10人）・電子回路（10人）・人工知能1（10人）・人工知能2（10人）・コンピュータネットワーク（10人）・分散システム解析（10人）
- － 夜間：画像処理工学（10人）・プログラミング方法論（10人）・言語処理（10人）

・光応用工学科

- 昼間：光・電子物性工学1（10人）・光・電子物性工学2（10人）・光デバイス1（5人）・レーザ工学基礎論（5人）・結晶成長学（5人）・結晶工学（5人）・画像処理（10人）・光導波工学（10人）・高分子化学（10人）

・工学基礎教育センター

- 昼間、夜間とも実験科目以外で、受講希望者の所属する学部学科で開講されていない科目で講義担当者が許可する科目、詳細は講義担当者に問い合わせること。

○先端技術科学教育部

建設創造システム工学コース

- 建設工学論文講・建設工学特別実験及び演習・技術英語特論・技術英会話を除く授業科目
(いずれもそれぞれ若干名)

機械創造システム工学コース

- 機械工学論文輪講・機会工学演習・機械工学特別実験を除く授業科目
(いずれもそれぞれ若干名)

化学機能創生コース

- 化学反応工学特論（5人）・材料設計特論（5人）・分離工学特論（5人）物理化学特論（5人）

生命テクノサイエンスコース

- 生体熱力学（5人）・分子機能工学（2人）・生体高分子化学特論（3～5人）・細胞生物学（若干名）・分子生物学特論（10人）・酵素学特論（5人）

エコシステム工学コース

- エコシステム工学輪講・エコシステム工学演習・エコシステム工学特別実験を除く授業科目
(いずれも若干名)

電気電子創生工学コース

- デバイスプロセス特論（若干名）・光デバイス特論（教室の許す限り）・電気・電子材料特論（教室の許す限り）・半導体工学特論（教室の許す限り）

知能情報システム工学コース

- 集積回路工学（20人）・自然言語理解（10人）・情報ネットワーク（10人）

光システム工学コース

- 結晶成長学特論（5人）光機能材料・光デバイス特論2（10人）・光計算技術（10人）・VR技術（10人）・光物性工学（5人）・高分子設計論（10人）

受講希望者の所属する学科・コースで開講されていない科目で講義担当者が許可する課目、詳細は講義担当者に問い合わせること

別紙様式第1号

教務委員 (学部・大学院)	
指導教員 (大学院)	

他学部・他研究科又は他教育部授業科目履修願

平成 年 月 日

徳島大学工学部長 殿
徳島大学大学院先端技術科学教育部長

工学部 _____ 学科 第__年次
 教育部 _____ 専攻
 _____ コース 第__年次
 署 名 _____
 学生番号 _____

○徳島大学工学部規則第3条の4第3項
 ○徳島大学大学院先端技術科学教育部規則第5条第3項
 の規定に基づき、他学部・他研究科又は他教育部で

開設する下記の授業科目を受講したいので願います。

記

学部・研究科 又は教育部名	授業科目名	前期・ 後期の別	単位数	授業担当教員 氏名
				⑩
				⑩
				⑩
				⑩

上記授業科目を履修する必要性

教 務 委 員	
------------	--

別紙様式第2号

工学部他学科授業科目履修願

平成 年 月 日

徳島大学工学部長 殿

工 学 部 _____ 学科 第__年次
署 名 _____
学 生 番 号 _____

徳島大学工学部規則第3条の4第3項の規定に基づき、工学部他学科で開設する下記の授業科目を受講したいので願います。

記

受講学科・専攻 ・学年	授 業 科 目 名 (時間割コードを記入)	前 期 ・ 後 期 の 別	単 位 数	授 業 担 当 教 員 氏 名
	()			印
	()			印
	()			印
	()			印

上記授業科目を履修する必要性

別紙様式第3号

教務委員 (学部・大学院)	
指導教員 (大学院)	

他学部・他研究科又は他教育部授業科目履修報告書

平成 年 月 日

徳島大学工学部長 殿
徳島大学大学院先端技術科学教育部長

工学部 _____ 学科 第__年次
教育部 _____ 専攻
_____ コース 第__年次
署名 _____
学生番号 _____

さきに許可をいただきました他学部・他研究科又は教育部で開設する下記の授業科目を履修しましたので、単位修得証明書を添えて報告します。

記

学部・研究科 又は教育部名	授業科目名	前期・ 後期の別	単位数	授業担当教員 氏名

学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応について

工学部教務委員会

成績評価の正確性を担保するため、学生からの成績評価等に関して申し立てがあった場合について、下記の方法により措置する。

1 授業担当教員および工学部事務学務係による受付および訂正

成績評価等について疑義がある場合、学生は授業担当教員に申し出る。担当教員は、学生の提出した資料、学務係へ提出した成績資料、学生の成績簿の確認を行い、ミス等がある場合は学務係へ様式1をもって連絡する。学務係は、授業担当教員の連絡にもとづいて、成績データをチェックし、成績の訂正等の措置の記録を様式1に記載して残す。

2 学科教務委員による相談

成績評価等の疑義に関する問題が、授業担当教員との協議では解消しない場合は、学科教務委員が相談と調停を行う。ただし、授業担当教員が学科教務委員である場合は学科長がこれを代行する。教務委員(学科長)は、事実確認、及び対応方針を決定し、また必要に応じて授業担当教員と学生の双方から事情を聴取して、解決を図る。成績の訂正等の必要が生じた場合は、経緯記録とともに訂正事項を様式1をもって学務係へ申し出ることとする。

3 学科会議における決定

前条でなお解決できない場合、教務委員は学科会議に諮り、問題解決のための審議を通じて対応を決定する。この場合の経過は、学科会議の記録として保管することとする。また、教務委員会の審議事項に関わる場合は、経緯を委員長に報告し、必要に応じて委員会において審議するものとする。成績の訂正等の必要が生じた場合は、経緯記録とともに訂正事項を様式1をもって学務係へ申し出ることとする。

4 上記の措置において、問題等が生じた場合は教務委員長と協議することとする。

附則

この申し合わせは、平成17年11月1日より実施する。

気象警報が発令された場合の授業休講措置について

台風等による気象警報のうち「暴風警報と大雨警報」若しくは「暴風警報と洪水警報」又は「大雪警報」が徳島県北部（徳島・鳴門）に発令された場合の徳島大学工学部及び徳島大学大学院先端技術科学教育部の授業休講については、次のとおり取り扱う。

- 1 午前7時現在において警報発令中の場合は、午前中の授業を休講とする。午前11時現在においても引き続き警報発令中の場合は、午後からの授業をすべて休講とする。
夜間主コースの授業については、午後4時現在において警報発令中の場合は、すべての授業を休講とする。
- 2 授業開始後に警報が発令された場合は、次の時限からの授業を休講とする。
- 3 前2項により判断し難い場合は、工学部長（工学部長不在の場合は副学部長）及び教務委員会委員長の判断により措置する。
- 4 前3項の措置によって休講となった授業は、「徳島大学工学部における授業回数及び補講方法について」に基づき補講する。
- 5 この取扱いには、全学共通教育の授業は含まない。
- 6 この取扱いの改廃は、教務委員会及び教授会の議を経なければならない。

附 則

この取扱いは、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成16年10月14日から実施する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成18年4月1日から実施する。
- 2 平成18年3月31日に本学部に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

セクシュアル・ハラスメントの発生防止のために

教育の現場において、セクシュアル・ハラスメントは断じてあってはならないことですが、教員と学生との間、職員と学生との間、上級生（院生）と下級生との間等には教える側と教えられる側といういわば上下関係または力関係があることにより、セクシュアル・ハラスメント問題が発生する恐れがあります。

問題の発生を防止するとともに、社会人となって仕事をするうえでもこの問題に対する意識を持ち続けることが、21世紀の我が国の男女共同参画社会の実現のためにも重要であります。そのために、セクシュアル・ハラスメントに対するガイドラインを設けることにしました。

セクシュアル・ハラスメントとは

セクシュアル・ハラスメントとされる行為には、たとえば次のようなものがあります。

① 言葉によるセクシュアル・ハラスメント

例) 講義の最中、A教授はいつも卑猥な冗談を言う。女子学生の一人が笑わないでいると、「君には冗談が通じないね。」と一言。彼女は抗議したいが成績評価が悪くなるのを恐れて我慢している。

言葉によるセクシュアル・ハラスメントとしては、「いかがわしい冗談」の他にも「固定的な性別役割意識に基づく言葉」や「肉体的な外観、性行動、性的好みに関する不適切な言葉」などがあります。性的なからかい、冷やかし、中傷などもこれに相当します。

② 視線・動作によるセクシュアル・ハラスメント

例) 実験室のB助手は、個別指導の最中にある女子学生の手を握った。学生はショックで動くことができなかった。それからというもの、実験の最中に彼はじっと彼女を見つめるようになった。彼女が気付くと目配せをする。彼女は悩み続け、ストレスから勉強意欲もなくなってしまう。

この種のハラスメントは軽く判断されがちです。しかし、それを受ける被害者自身にとっては大きな苦痛であり、精神的なストレスになる場合があります。

③ 行動によるセクシュアル・ハラスメント

例) 卒業指導の最中に、ゼミのC教授はある女子学生をデートに誘った。彼女が誘いを断ると「指導する気がなくなった。あなたは本当に卒業したいのですか。」と含みのある言葉を返した。彼女は卒業ができなくなるかもしれないという予期せぬ事態に狼狽した。

例) D教授は、コンパの席ではいつも女子学生を自分の隣に座らせ、酒の酌をさせている。女子学生は、D教授の機嫌を損ねないように笑顔で受け答えをしているが、心の中では激しい嫌悪感を感じている。

例) EとFは同じ研究室の大学院生である。EはFに交際を申し込んだが断られた。しかしEは諦めない。Fに毎晩電話をし性的な言葉を投げかける。留守電に性的な意味を含んだメッセージを入れる。最近ではFの後をつけ回し始め、Fはすっかりおびえてしまっている。

ここに挙げた例以外にもいろいろなセクシュアル・ハラスメントが考えられます。巧妙に行われ、罪がないように見える場合もあります。

徳島大学工学部では、このようなセクシュアル・ハラスメントに対する相談室を設けています。プライバシーは厳重に守られますので、もしあなたがセクシュアル・ハラスメントの被害に遭ったら、どうか遠慮なく相談してください。

セクシュアル・ハラスメント相談室
(下記の電話番号にて相談を受けております。)

相談員 村上理一 (656-7392) ・ 本仲純子 (656-7409)
辻明彦 (656-7526) ・ 毛利公美 (656-7487)

工学部講義室配置図

